

令和4年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
前 田 武 久 君	2 2
関 根 浩 治 君	3 4
森 隆 之 君	4 2
遠 藤 貴 人 君	4 6
宗 田 雅 之 君	5 4
報告第3号～報告第4号の上程、説明、質疑	6 1
議案第39号～議案第40号の上程、説明	6 2
議案第41号～議案第47号の上程、説明	6 3
議案第48号の上程、説明	6 8
議案第49号の上程、説明	6 8
議員派遣の件	6 9
散会の宣告	7 0

第 2 号 (6月10日)

議事日程	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
出席議員	7 2
欠席議員	7 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 2
職務のため出席した者の職氏名	7 2
開議の宣告	7 3
議事日程の報告	7 3
諸般の報告	7 3
議案第 3 9 号～議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	7 3
議案第 4 1 号～議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	7 4
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	9 5
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	9 6
閉会中の継続調査申し出について	9 6
閉会の宣告	9 7
署名議員	9 9

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第4回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 4号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第40号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第10 議案第42号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）
提案理由の説明
- 日程第11 議案第43号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）
提案理由の説明
- 日程第12 議案第44号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第13 議案第45号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明

日程第14 議案第46号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第15 議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第16 議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について

提案理由の説明

日程第17 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

提案理由の説明

日程第18 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
会計兼 管理者 出納室長	鈴木千鶴子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

会長

古 舘 甚 子

書 記 矢 吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、5月26日、白河地方広域市町村圏整備組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和4年第4回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員のご出席の下に議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者も、連日減少傾向となり、落ち着きを見せてはおりますが、現在、村では、4回目のワクチン接種に向けて、接種希望者を取りまとめているところでもあります。引き続き、感染防止は手を緩めることなく継続してまいりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、村の今後の行事であります、秋の敬老会につきましては、感染状況の予測がつかないこと、さらに約500人近くの高齢者が1室に集うことへの感染リスクの軽減を考慮し、今年はドライブスルーによる記念品のお渡しをすることといたしました。よって、敬老会の開催は中止といたしました。

また、恒例の高原の鮫川うまいもの祭りは、早急に商工会と農協との3者協議を重ねて、今年の開催を協議したいと考えております。また、商工会青年部のお盆の花火大会は、開催する予定となっております。コロナ感染への最大の配慮を講じながら、経済も復活させる努力も必要であると考えております。

さて、昨日から中体連県南大会が開催されております。年々、生徒の減少で、部活動の運営が困難になりつつありますが、鮫川中学校の生徒たちは、大きな学校を相手に正々堂々試合に臨み、立派な成績を残しております。今日も試合中であり、どうか引き続き応援をお願いしたいと思います。

また、若者力を向上させ、将来の担い手育成を目的とした若者未来創出会議も既にスタートをいたしました。さらに、中高未来ジュクと併せて、若者力の向上が将来の村づくりにつながるよう人材育成に努めてまいります。

次に、本村は、長年、「まめで達者な村づくり」をテーマとして、遊休農地の解消、高齢者の生きがいづくり、そして特産品の開発と循環型農業を推進してまいりました。その手段として、大豆栽培を奨励してまいりましたが、大豆耕作者は今年度は約16ヘクタール、耕作者は昨年より15人以上多い57人となりました。さらに、グループ耕作や若い耕作者が増えており、喜ばしい限りでもあります。

また、農業全般におきまして、若者の新規就農者も増えていることから、今後とも産業の

担い手育成を軸として、さらに支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご指導もよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、今般の定例会でご審議をいただく議案につきましては、報告が2件、条例の改正が2議案、一般会計、特別会計の補正予算が7議案、さらに各計画の変更を2議案上程をさせていただきます。

そして、今回は6名の議員より10件の一般質問の通告をいただいております。いずれも村民に直結した村の将来への提言が含まれている質問でありますので、誠心誠意の答弁をさせていただきますしたいと思います。

提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） 以上で、村長の挨拶は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 前田 雅 秀 君 及び

9番 前田 武 久 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 去る6月2日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和4年第4回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、報告2件、提出議案11件、計13件です。このほか陳情書3件を受付しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日6月8日から6月10日までの3日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月10日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会で、通告どおり、3点の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点、耕作放棄地と遊休農地対策についてであります。

耕作放棄地や遊休農地が年々増加しております。基本的に農地は、地目が農地の土地は農業にしか使うことができません。農地は、人々の生活に欠かせない食料を生産するための大切な土地という考えから、優良な農地を守っていくために農地には規制がかけられてもおります。

耕作放棄地や遊休農地対策は、農用地を維持管理するだけでは不十分であります。次への再生が必要であり、誰が使うか、何を作るか、土地条件はどうかという3つの課題に対応す

る必要があります。

農地法第2条第1項には、農地とは、耕作の目的に供される土地と記されており、耕作とは肥培管理のことで、草を刈ったり、肥料を与えたり、防虫対策をしたりすることで、農業には必須の事柄であります。この作業には程度があり、多くの労力を投入し、きめ細かい管理が必要な作物から、簡単な最低限で済ますことのできる作物までいろいろであります。

特用樹の場合も、栽培以後継続して肥培管理が施される果樹園、桑園、茶畑、苗畑などのように、肥培管理がその育成についての本質的な要素となっている場合には、農地の転用にはならないともされております。

耕作放棄地や遊休農地対策の現状と経過を踏まえ、将来を目指す地域の姿について提案したいと思います。

耕作放棄地や遊休農地に果樹を植える、庭木などの低木苗木を生産するなどの里山を守り転換させる取組、果樹園や低木苗木生産としての農地活用を提案します。

何も管理しなくても果樹園や苗木となるかという点、そんなことはありません。果樹や苗木は、樹種によっては比較的少ない労力で育てることができる作物の一つであります。手入れには手間が必要なものもあり、そこは注意が必要であります。

「桃栗三年柿八年。続けてユズは九年で成り下がる。梨のばかめが十八年」という言葉があります。果樹や苗木には、単年度で成果が望めません。しかし、増え続ける耕作放棄地と遊休農地対策を講じない、放置し、次世代に引き継ぐことはさらにはあってはならないと思います。将来にわたる解消する手段の一つとして、行政が主体的に方向性を示す時期にあると考えます。手入れがあまり要らずに、病害虫にも比較的強く、気候に合った果樹や苗木の選定など、この答えを導き出す努力をすべきと考えます。

幸いに、村長は、庭園樹木とか果樹などの専門家の一人であります。耕作放棄地と遊休農地対策の一つとして、農地を生かす、所得や雇用を増やす果樹を植え苗木を育てるなど、里山を守り転換することへの取組を行い、将来を目指す地域の姿を描いてはいかがでしょうか。

さらに、山あいの沢々には、荒廃農地となり林地化してしまった農地が散在しています。現在も農業振興地域とされ、区域の見直しがされずに、放置が散見されております。

農業振興地域整備計画については、法の規定に基づき、おおむね5年ごとに農業生産などの現況及び将来の見直しについての基礎調査を行い、必要に応じ、本計画の全体見直し、農用地区域への編入、除外など、これらを行うことになっております。

次の見直し時期に10年先を見据えた上で、現在の農用地区域内にある耕作放棄地と遊休農

地を見極め、除外を含めて農用地区域を整理する必要があります。これらの考えを村長に伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の耕作放棄地と遊休農地対策につきましてのご質問に対してお答えをいたします。

耕作放棄地と遊休農地については、議員おただしのとおり、耕作されなくなった田畑が村内全域で増加しているのが現状であります。農業委員会の資料によりますと、総農地面積約1,246ヘクタールのうち、遊休農地が166ヘクタールで、農地全体の約13%となっております。

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払制度は、今年度、第5期対策の3年目を迎え、農業生産活動等を継続するための活動として、農地の管理のほか、水路や農道などの維持管理が行われております。現在、村内の68集落、面積にして約645ヘクタールで取り組んでおります。里山景観の維持にも大きな役割を果たしているところでもあります。

さて、議員ご提案の果樹園や低木苗木生産としての農地活用につきましてお答えをいたします。

増え続ける耕作放棄地と遊休農地を放置し、次世代に引き継ぐことは避けなければなりません。ご提案いただきました農地の活用方法については、農地の荒廃を防止するための有効な手段であると考えております。

しかし、中山間地域等直接支払制度に限って申しますと、水田を果樹園に転換することは極めて不利な交付要件となってしまうために、果樹に限らず様々な方法を模索していきたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、農業振興地域内での荒廃している農地が散在するのは事実であります。農用地区域の整理は、今後の課題であると認識しております。国土の有効利用の観点からも、著しく荒廃し、再生が困難な農地については、非農地化し、新たな価値や可能性を見いだしていくことも一つの選択肢として必要であると考えております。

村としましては、現在の状況をまず把握して、農地の有効活用についてさらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、6番、北條利雄議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 荒廃農地や遊休農地、お答えをいただきました。

村長ご存じだと思いますが、国の農水省が農地の林地化を支援する事業を始めることです。ご存じですね。農地の受け手が減る中で、林地化を選択肢に加えるものであります。農地がなし崩し的に放棄されるのを防ぎ、周辺農地の維持につなげる狙いです。

一方、食料安全保障の観点から、必要な農地をどう確保するのが議論を深めることとなります。これまでの農地の引受手が見つからず営農が難しい農地は、牛を放牧したり、蜜源作物やソバといった省力的な作物を栽培する際の費用を助成してきた最適土地利用対策がございます。農村人口が減る中、労力をかけずに農地を維持管理する地域を後押しするものであります。

今年、22年度からこの事業を拡充、労力をかけずに管理する方法として、林地化も位置づけし、苗木代や基盤整備の費用などを助成する方針であります。農地として維持するかどうかより、その土地を管理できる人間がいるかどうかという視点の考えであります。

今国会の農地関連法案で人・農地プラン地域計画の策定が進められます。地域計画の策定過程では、農業利用と保全管理に分けられることが求められます。保全管理に区分された農地は、この事業の林地化の活用があります。耕作放棄地と遊休農地の荒廃を防ぐため、しっかりと本村の地域計画をまとめていただきたいと思います。

村長の考えを再度伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、ご指摘のように、本村見渡しても、特に水田、さらには畑も併せて、遊休農地、荒廃しつつあるというのは、私どもも村内をくまなく目を通すと増えているのが現実であります。この耕作放棄地をどのように再生するのかというのは、今後、私たちの大きな課題であります。

さらに、国は、耕作放棄地の固定資産税を引き上げるという方針も打ち出しております。これには、ますます所有者も逆行といいますか、まだまだ手をつけられない状態が続くと思います。

さらに、ただいまご指摘ありましたとおり、農地の林地化に向けて、国の方針ということで、2022年ですか、林地化ということで打ち出しておりますが、この件につきましては担当課長より答弁を申し上げたいと思いますが、まず人・農地プランの地域の協議、国は、人・農地プランに対して、地域地域の農地の活用、集約を併せて協議することとしておりますの

で、それに対しての支援策を講じるとなっております。まさしく、私どもの集落間の中山間直接支払金制度の集落間協定も、年々残念なことに取組が少なく、減少しておる状況でありますので、さらに国の施策としての地域間の協議、これをまずは集落間の中で、生活道、農道、先ほど申しました水路の保全、こういった共同作業がなかなかおぼつかない集落が出てきておりますが、これを何とか維持していくために、これから知恵を出さなくてはなりません。

この後またご質問ありますけれども、環境公社の設立も、大きく、やっぱり農業振興と併せて、荒廃する集落間の環境保全も併せて、強固な法人にしていかななくてはならないと考えておりますので、一番本村の広大な面積を有する耕地、そしてまた、集落間の維持のためにも、今回の1点目のご質問、大変将来を懸念した大事な質問と受け止めております。

農地の林地化に関する答弁ですね、こちらについては担当課長、またもう一つは、人・農地プランの地域間の協議がなされているのかということに関しても、答弁を課長から申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

ただいま北條議員のご質問の最適土地利用対策でございますが、北條議員が申されましたとおり、国の農山漁村振興交付金事業の一つとして、農林水産省が令和3年度から実施している事業でございます。令和4年度、今年度から新たに事業実施要件の一つとして植林も加えまして、鳥獣緩衝帯としての機能を有する計画的な植林への支援を拡充しております。

新規事業ということもありまして、県からの情報があまり入ってきていないのが実情でございますが、今後こうした取組が必要と判断した場合には、様々な調査を重ねまして、村の地域農業再生協議会などで検討をしていくことになろうかと思っております。

あと、先ほど村長が答弁したとおり、今後、国土の有効利用の観点からも、本当に著しく荒廃してしまった農地については、非農地化ということも視野に入れまして、そこに新たな価値や可能性を見いだしていくことも一つの考えかとは思っております。その中で、林地化も一つの考えであると考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 農水省が農地を林地化するという、私自身は驚きで、発想の転換というか、びっくりするんですけれども、この過疎地の我が村は、やはり先ほど村長もお答えに

なったとおり、耕作放棄地とかいっぱいあるわけですね。これを解消する、幾ら集落が頑張ったって無理なところなんです。見てもひどいんですが、林地化に踏み切ると、こういう事業を国自体が認めて、特に過疎地域の労力が必要なところ、これを林地化して、何とか労力をかけずにこの環境を保全していくという考えに変わってきています。

これをやはりきちんと我が村は捉えて、村もそうですが、農協、それから地域運営組織、これらと話し合っ、やはりきちんと生かすべき農地、それから林地化してもうしようがないだろうと思うのをきちんと見極めて、やはり次世代にきちんと村の方向性を見いだしてやっていただければと思います。

今年から本格的にやるようでありますので、やはり地域の農家、集落、協議会を設立してどうのこうのというのもありますけれども、やはりきちんと話をし、やはり現状のやつを見極めて、きちんとした方向性をぜひ見いだして、やはり次世代につなげてほしいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2点目に移りたいと思います。

次に、2点目です。

一般質問ではなかなか出にくいものでありましたけれども、2点目に花木鳥についてであります。

村のシンボルやイメージとなる花木鳥が制定されております。清楚な趣を備えた美しい花、やまゆり、原野、寒冷地などに自生する白樺、本村に生息する野鳥、きじであります。

毎日、防災無線から流れる村民の歌の1番目の歌詞には、「阿武隈の山なみつづくみどり立つ村 白樺はかぜにそよぎて さわやかな人の心よ ああここにひらく 限りなき希望世代を継ぎて 鮫川村をわれらおこさん」とあります。

その中の本村が村民の木とする白樺が探せない、見られない、本当にあるのか、あったかもしれない、全滅したのかもしれない、村民の方もよく分からないなどなど、これは、手・まめ・館で偶然出会い、市町村のシンボルやイメージを花木鳥と魚から確認する小学生たちと家族の花木鳥と魚を探し隊メンバーのお話であります。花木鳥や魚を写真に収めて記録する数年の旅だそうです。県内で白樺の木を選定しているのは鮫川村だけだそうです。ここで調査が頓挫してしまったというのです。

福島県内の59市町村でも、それぞれ親しみを込めて、花木鳥や魚など、これらを選定しております。選定理由には、身近でなじみ深いこと、他地域で見られない当該地域特有の花木鳥や魚であること、市町村名に由来すること、さらに町や村発展、隆盛を花木鳥や魚などの

性質、特性にあやかるためなどを挙げております。ともかく、町や村の花木鳥や魚は、地域住民との深い交わりや関わりを象徴していると言えるものであります。

本村の歴史の中で培われたシンボルとイメージで、花木鳥、村民の歌にある白樺の選定がされたものと思います。しかし、私にもなじみが薄く、信州や北海道などに自生するもので、深い交わりや関わりを想像できない、見ることができないものであります。まさにシンボルやイメージがない村民の木となっている白樺であります。

さらに、役場庁舎前に国蝶オオムラサキの里の育成舎があります。オオムラサキは、勇ましく、堂々としていて、華麗であることなどの理由から、昭和32年に日本昆虫学会で国蝶に決まったものであります。過去にはいろいろなところに生息していたオオムラサキですが、都市化が進み、雑木林が少なくなるなどの環境の変化により、生息地が少なくなってきております。本村でもなかなか見られないのが現実で、誇張ではないのかという村民もおられます。

村民が誇りを持って自然豊かな鮫川をPRでき、子供の頃から自然を守り育てる心を育み、自然環境に関心を持つことができるシンボルとして、鮫川村を象徴するにふさわしい時代に合った花木鳥、特に村民の木、白樺を見直す時期にあるのではないのでしょうか。また、シンボルデザインを公募し、村民投票、選考委員会の審議を経て決定するなどの今後の見直しを、そして考えを、方向性を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、村の花と木と鳥につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

鮫川村の花木鳥は、村の花をやまゆり、村の木を白樺、村の鳥をきじとして制定されております。制定をした経過は残念ながら確認できませんでしたが、北條議員がおっしゃるとおり、やまゆりは夏の鮫川村に咲き誇る清楚な趣を備えた美しい花であり、きじは本村においても生息する鳥であり、民間団体である日本鳥学会が国鳥に選定しております。

一方、白樺でありますけれども、現在も村内の高冷地には自生をしております。渡瀬越虫から青生野かけての広葉樹林に自生、点在をしておりますが、白樺に加えてダケカンバもあります。ダケカンバは幹が白くないものですから、なかなか見えづらいんですね。そういった高冷地には自生をして、確認ができております。

本村としては、さわやかな高原をイメージさせる白樺の木と制定をしたところだと思いますが、議員から紹介がありましたとおり、昭和57年3月制定の鮫川村民の歌の中の歌詞として、また、昭和62年3月制定の鮫川村村民憲章の前文にもうたわれており、阿武隈高原南部の頂上部に位置する本村については、ふさわしいものかなと考えております。

また、村民の歌の2番目の歌詞に登場する村の花、やまゆり、そして村の鳥、きじにつきましても、特に現在、見直す時期にあるものとは考えておりません。

また、シンボルデザインの公募から決定までの過程の見直しに関するおただしにつきましては、その必要性を含めて皆さんのご意見を伺うことは、やぶさかではないと考えております。

以上で、6番、北條利雄議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長がお話しされたとおり、村民憲章にもあります。この前文にも、「碧い空、豊かな緑、美しい山なみが招くさわやかな高原の村。白樺が自生し、山すその清流にやまめが遊泳する恵まれた自然の環境」云々とあります。

自生とは、植物が人間の手によらず生えて育つことをいうのです。本来、その地域に生育するものをいい、多くは植物の分布を説明する場合に用いられるものであります。数本の白樺がたとえあったとしても、分かれてあちこちに広がることや、分け広めることが分布であり、当てはまるものではありません。亜寒帯にかけて分布し、さわやかな高原の空気をイメージさせる美しい樹木でもあります。信州の代表的な樹木だけあって、長野県の県木に指定されております。

先人たちが本村の花木鳥を選定するに当たり、村民憲章、村民の歌に挿入された白樺への思いや感性を否定するものではありません。しかし、時代の流れとともに語り継がれることができるのかと、次世代の子供たちが目にすることができない、忘れ去られた樹木、白樺になっております。身近でなじみ深い、他地域で見られない当該地域特有である本村に由来し、村発展、隆盛などの性質、特性にあやかるものに見直すべきではないでしょうか。今すぐ見直せとは申しませんが、機会があれば、時代に合った花木鳥を制定する議論と努力をお願いしたいと思います。

再度、村長に答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、村の木と、それから花と鳥ということではありますが、白樺もカ

ンバ類ですけれども、まず、うちの本村の標高からいうと、三百二、三十から約700の間ということになりますけれども、当然、標高が高いところでないと自生はしない植物であるし、自ら種をはじけて、それで発芽するというのが白樺の生殖であります。

カナダ辺りは、白樺を増やすために針葉樹林に火をつけるんですね。火をつけて、白樺の種に危機感を持たせて、種をはじけさせて、そして広葉樹林を増やすという方法を取っていますが、日本ではそういうことはできません。

それで、まず苗ものを制定しているのではないかということでもありますけれども、秋の高原の鮫川うまいもの祭りや銘打っている以上、本村の阿武隈山脈の最南端でありますし、高原といえば高原ですね、平地とは違いますから。そういったイメージを先代の皆さんはイメージして白樺を制定されたと思います。

酒にもしらかばという酒がありますし、今後、本村をどのように売っていくかというところで、鹿角平観光牧場、これはまさしく観光資源の大きなこれからの期待される観光地であります。今、グランピング、キャンプが、非常にどんどんとキャンプをする若者たちが増え続けておりますし、あそこも昨年度も一定のお金をかけて、将来的な計画を策定したばかりでありますから、さらに本村の涼しいと、それと空気がきれいだ、青空であるというところをイメージするためにも、今のところ3つのシンボルを変える考えはございませんが、白樺をわざわざ役場近くに植えるということはありません。

まず、400以下では、私も造園の仕事を長年やっています、お客様に白樺の木が欲しいと言われるんですよ。私は勧めません。平地では駄目なんですね。虫がつくんです、すぐに。木が柔らかいものですから、すぐ台風で折れてしまう。そういった条件をクリアしないと、高原の白樺は自生していかないものですから、渡瀬地区から青生野地区、広葉樹林に自生しておりますので、それを増やすことはできないかもしれませんが、保護していくということも併せて、国有林に多いんですね、必要なのかなと思っています。

また、やまゆりは、本村の村道筋に、本当に皆さんよく残して刈るんですね。非常に技術高いと思います。やまゆりを残して草刈りをされている。そして、これからどんどんと咲くわけなんですありますが、やまゆりは、まさしく本村の村の皆さんの生活下の中でも匹敵する花だと思っておりますし、きじは国の鳥であります。

今朝、ラジオで言うておりました、朝早く。国鳥を、きじって食っていいんですね。きじは今はあまり食わないですか、昔はきじを非常にだしがいいと食いましたけれども、日本だけだそうですね、国鳥を食っちゃうという国は。本当は、外国は禁止しているそうです、国

の鳥は。でも、きじは、私たちの身近に昔から里山にいる鳥でありますので、美しさも併せて、国蝶オオムラサキと併せて、国の鳥にしていると思いますし、本村にも生息はしております。

また、絶滅危惧種とされるオオムラサキでありますけれども、私もその活動に携わっておりました。非常に少ないと言われても、実際は生息が非常に多いです。エノキの木がなくなると、食草のエノキがなくなると、彼らは産卵できないんですが、本村は過去に20年以上前に、エノキの木、モデル地区を村で定めて、エノキの苗をどんどんと集落間に植えていった時代があります。その木が、今、直径30センチぐらいまで育っています。集落間でもエノキの木があるところを私も確認しておりますし、その周辺にオオムラサキの産卵、越冬も確認しておりますから、オオムラサキは環境があればどんどん、どんどんというか倍増はしませんけれども、生息は確認しておりますので、本村の環境はそこまで変わってきたなというところでございます。

夏場、スイカとか半分に切って庭先に置きますと、オオムラサキ来ます。その代わり、スズメバチとか、そういったカブトムシとか、ああいったものも来ますけれども、そういったところの樹液を吸う性質を持っているものですから、ぜひお試しいただきたいと思っております。

今回の質問ですね、村の環境を考えながらも、村のシンボルについての再質問でありますから、今後またシンボルデザインにつきましても必要であるかどうかは協議して、検討していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 先ほどの質問で、白樺の木、鮫川村だけと言ったんですが、下郷町も白樺なんですね、下郷町ですね。ですが、やはり白樺のイメージ、私もとてもすばらしい木じゃないかと思っています。

私のことを話すんじゃないですが、新婚旅行で九州に行ったときに、白樺の種を買ってきて、庭に植えたんですね。10年くらいもったんですが、先ほど村長がおっしゃったとおり、虫がたかってあっという間に枯れてしまいました。

そういう部分では、先ほど越虫から青生野にかけて云々とおっしゃいましたけれども、その地区には若干合っているかも分からないけれども、ほとんど密集したり、群生しているとかという分布している話ではないんですね。

私たちは、そういうものがこの地区にあったよということは、すぐお話しできるかと思う

のですが、次世代の子供たちが目にすることができない。これをやはり村民の木として、自分たちがシンボルとして、イメージとして皆さんにお話しできるかといったらできないんですよ。やはり村民の皆さん、これからの時代を担う子供たちが、やはり目にして、誇りを持って鮫川村をPRできる、こういうものにやはり時代の流れとともに変えなくてはならないと思います。

先ほど言ったとおり、先代のつくったものについて、どうこう言う、批判する必要はないです。そのときの感性でつくられたものですが、やはり先人たちのものを全て守る必要はないと思います。時代に合ったもの、次世代に残すべきものは何かということをもう一度考えて、機会があれば、もう一度確認すると同時に、見直しをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、3点目に移りたいと思います。

環境公社についてであります。

公共性と企業性を併せ持つ環境公社の準備が進められていると思います。本村においても、住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担うものと考えます。地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施などが強く期待される場所があります。環境公社はそれらを実現するための有効な手法でもあります。

設立経営全体の細部は、今後、明らかにされる場所であり、環境公社はそれらを実現するための有効な手法でもあります。設立経営全体の細部は、先ほど言ったとおり、明らかにされると思いますが、環境公社の基本は、自治体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であります。その経営は、原則として、当該環境公社の自助努力によって行われるべきものであります。

性質上、当該環境公社の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、本村が公的支援を行うこともやむを得ないと考えられます。

しかし、公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要であります。公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件などについて、事前に取り決めておくことが必要であります。環境公社が行う事業の公共性、公益性、法人形態、存続の前提となる条件などを踏まえた検討を行うことが強く求められます。環境公社に対する事実上の支援として行う業務委託などや、本村が給与などを負担する職員の出向などについても、同様に取り扱うことが必要であります。

いずれにしても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、健全化法の趣旨を踏まえ、関係する現在または将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要であります。

本村の新たな一手、持続可能な地域づくりを推進する新組織、環境公社の設立に向け、地域資源を活用しながら地元経済の発展的な問題解決に当たるべきであります。

現在の環境公社の準備進捗状況をお伺いいたします。

なお、環境公社設立に向けての工程表、議論資料も事前に頂いております。ありがとうございました。

これらについてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の3点目のご質問に対してお答えをいたします。

環境公社の準備進捗状況につきましては、これまでの議会において答弁してきたとおりですが、立ち上げに向けて、庁内で準備を進めているところでもあります。

令和2年度には、副村長をトップとしたプロジェクトチームを立ち上げ、先進地である群馬県上野村視察を含めて7回協議を行い、その在り方等について調査研究を行ってまいりました。

また、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により回数は限られたものの、4回にわたり、村商工会やシルバーセンター、企業などの意見交換を重ね、その在り方等について意見を伺ってきたところでもあり、今年度は、4月に担当者会議を、5月には関係課長を含めた拡大会議を開催し、今後の方針等について確認を行ったところでもあります。

今後は、今年度末までを目途とした環境公社の設立に向けて、事業内容や運営主体、資本金、人員体制等につきまして精査し、今年の夏以降に出資に関する説明会の開催を予定するなど、その準備を進めてまいりたいと考えております。

現在、本村の現住人口は3,000人を割ってしまいましたが、それでも村民は、できることは自分で行うと、農地の保全や集落間の環境維持に汗を流しております。しかしながら、村民の頑張りにも一定の限界があることも認識をしなければなりません。

長年かけて整備してきた集落間を結ぶ村道筋の支障木や雑草の生い茂り、路面や路肩の劣化、さらに耕作が放棄された田畑は年々増加しつつあります。私たちには、祖先から受け継

いだ田畑と農山村の原風景を維持して、次の世代につないでいく責務があります。そのために環境公社の設立が有効であると考えており、既存の企業等の経済活動とのすみ分けについても整理しながら、その設立に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、6番、北條議員の3つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 公社、環境公社に限らず、振興公社、それから第三セクターということで、自治体に関わるものが多くの自治体あります。この郡内でも、棚倉、埴、矢祭あります。今もやっています。

主立ったところは、やはり経営が芳しくない、町からの財政負担が多いということで、相当悩まれて、いろんな工夫がされています。やはりこれは、今ある自治体が苦しんでいる中で、鮫川は、新たに公社を建てて頑張ってみようという気持ちは分かりますけれども、大変だということで、時代の変化を経ながら、公社が活躍する場というのは限られているのかなと思うんですが、相当努力しなければいけないと。

しかし、我が村が人口減少が進む中で、地域の元気を創造する源として役割を期待されているとすれば、形態のいかんにかかわらず、事業を展開継続する使命を帯びているのではないかと私も思います。

事業の展開継続の条件というのは、変化の適合であり、そのための的確な意志決定と迅速なアクションが求められる点は、形態にかかわらず、どのような組織であれ同じであります。よりよい環境に適合した事業運営を行い、継続するための取組は、全てが成功するとは限らず、常にリスクを包含したものでもあります。多くの取組を通じた事例の積み重ねが成功への糧となるもので、環境公社設立が全てを完結するものではありません。

議会と住民に対して環境公社の財務書類や将来負担額等を報告、公表することに加え、経営諸指標、経常収支比率とか流動比率とか自己資本比率、有利子負債比率など、村が行う財政的な支援とそれに伴う財政的なリスク、経営状況に至った理由、将来の見通しなどについて分かりやすい説明を行い、理解を得る必要があります。

そのためには、先ほど村長が答弁されましたけれども、本村の環境公社の経営状況の見通しを一覧で見ることができる資料を作成して公表する。それから、公社自らが積極的な情報公開などに取り組むように指導することも有効であると考えられます。また、他の出資者及び利害関係者、債権者、取引先などに対しても、経営状況などについて十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められます。環境公社の組織のあるべき姿について議

論をやはり徹底して行い、成功への最大限の尽力活動を展開すべきであります。

村長にもう一度決意をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 環境公社の設立趣意書は、お手元のほうにお配りさせていただいたところでございます。

この環境公社は、いつから発案されたのかということになると、総合戦略、人口ビジョンの中で、平成28年に策定され、仕上がりました。その戦略の中の13プロジェクトの一つであります。

その中で、様々なプロジェクトがありましたけれども、なかなか現実的に実現されているものはございません。クラインガルテンなどもありましたが、これは無理だということで全く先へ進んでおりませんが、この中で本当に必要性の高いのは、産業おこしプロジェクトとこの環境公社のプロジェクトという2つのものであったものでございます。

私も議員の時代に、この環境公社の今後、6番議員ただすように、いつ頃までに、どのような手法で、どのような形態で進めるのかという質問は、2度ほどした経過がございますし、今回も8番議員からも、9番議員ですか、同等の質問がございますが、それだけ皆さん関心が高いということでもあります。

あと1つは、新たなものを生み出すときには、当然リスクは背負うということになります。それと、起業するときに、株式会社を立ち上げるときに、また、銀行からお金を借りるときには、必ず経営計画書を持ってこいと言われます。何年までに幾らぐらいの売上げがあつて、どのぐらい利潤を出すのかと。これほど厳しい状況で民間の方々は法人を立ち上げておりますし、資本金を幾らにするのかということで頭を痛めながらも、リスクを背負って、そして会社立ち上げをしております。まさしく今回向かおうとしている環境公社の立ち上げも同じであります。

議員ご指摘のとおり、情報公開すべきでありますし、骨子ができましたらば、当然、工程表にもうたつてありますけれども、議員の皆様には全員協議会で何度もご相談申し上げることになるかと思ひますし、また、資本金の調達の仕方、それにつきましても、民間の方々からの出資、それからクラウドファンディング等を活用するとなれば、それなりの説明責任は必要になりますし、私が一番心にかけているのは、施策としてこの法人を立ち上げるだけではなくて、あの会社は役場出資で立ち上げたんだわいと、あるいは村がやっているんだわいと、ということではなくて、村民も本当に集落のこの環境保全を守っていくという真剣な立場に立っ

ていただいて、そして希望があれば協賛、1口3,000円でも5,000円でも結構なんですけれども、協賛をして自分たちがつくった会社だというくらい、やっぱり行政と村民とが一つにならないと、これ長く継続できません。

その代わり、やっぱり出資していただいている以上は経営権もありますから、意見もやっぱり述べていただくという情報公開と収支の決算、財務諸表も公開しながら健全な会社をつくっていかなくてはならないなと考えておりますので、非常にリスクは背負いますが、そのぐらいの覚悟で、今年度中には何とか設立をしながら、新年度以降には稼働ができるようにということしておりますし、あとその骨子につきましては、副村長チームリーダーで進めておりますから、副村長からも答弁をさせたいと思います。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） 副村長でございます。

環境公社の設立につきましては、村長の答弁にありましたとおり、村の環境保全、そしてあと遊休農地の解消、この2つが大きな目的になっているものでございます。

今後、工程表につきましては、今年度末から来年度に向けまして、設立をするということで今検討を進めているところでございます。こちらの公社につきましては、つくって終わりではなく、やはりどういう形態にしていくのか、むしろ村民の皆さんになぜ必要なのかということも踏まえて、しっかりご理解をいただきながら進めてまいることが大事であると考えてございます。今後、関係機関の意見などもあと伺いながら、しっかりと設立の準備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 環境公社、先ほど、環境公社、近隣の第三セクターも含めていろいろ問題が起きて、毎年、行政や議会との議論の議題になっているんです。財政的な負担も大変なことになっています。そういう事例もあります。

先ほど言ったとおり、公社をつくれれば全てが完結というものじゃなくて、本当にリスクが大きいんだと思います。これを進める上では大きな決断というかリスクがあるんですが、やはり設立させる以上は、できるだけ、完璧とはいかなくても、できるだけやはり最大限の努力を行って持続させるということが前提じゃないと、何のために設立したかということになります。議会に説明は当然ですし、村民に対する説明も必要です。

鮫川村も、ほっとはうす交流施設など、それから公設民営化の結びなどがありますけれど

も、これであっても、やはり公設というか行政が主体的にやってきたもので、途中でやはり大きな課題とか問題になっているんですね。村長も言ったとおり、やはり行政が強く関わっていたからどうのこうのということじゃなくて、やはり法人として、公社として、きちんと自立できるような方向性、組織、役員もそうですが、きちんとやはり検討して成功させる努力をしていただきたい。またお荷物を村が背負うのかという話には絶対しちゃいけないと思っています。

ぜひ、それらをお願いして、これから準備の途中でありますけれども、きちんとした議論、公表を含めてお願いして、成功に導いていただければと思います。

以上で、私からの3点の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 私は、今定例会において、2点について村長に答弁を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、1点目でございますが、先ほど6番議員からもありました。重複する点もあろうかと思いますが、環境公社設立についてを質問したいと思います。

今年度、環境公社設立を村長は断言しておられるので、次の項目について伺いたい。

1つ、公社設立の組織、運営、人事、利益処分、損失補償及び地方公共団体の支援、関与に関する基本的な指針をお示し願いたい。

2つ、既存の公共施設の参入と民間出資者の応募割合状況を伺いたい。

これに対して資料提示を求めましたところ、いずれも提出いただきましてありがとうございます。

以上、村長に答弁を求めたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1点目のご質問に対しましてお答えをいたします。

環境公社の設立の大きな目的は、人口減少や高齢化が急速に進む中において、私たちが祖

先から受け継いできた田畑と農山村の原風景を維持して次の世代につないでいくために、環境保全と遊休農地の解消を通じて村の振興を図るということにあります。

環境公社の組織、運営、人事、利益処分等につきましては、現在、環境公社で行う事業を精査しているところであり、堆肥センターの一角を拠点とすることも視野に入れながら、村商工会にあるシルバーセンターの事務局の引受けを足がかりとしながらも、コストを意識し、村の将来を見据え、事業を確実に実施できる体制を整えておくことが必要であると考えております。

また、損失補償や地方公共団体の支援につきましては、環境公社設立の目的である村の美しい環境の保全及び遊休農地の解消は、広益性や公共性を伴うことから、資本金も含めてある程度の公費負担はやむを得ないものと考えております。一方で、公費の負担は村の財政にも少なからず影響を及ぼすことが十分に懸念されるため、将来的に採算が取れる業務であるかも含めて、事業内容をしっかりと見極めながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、民間からの出資につきましては、今年の夏以降に開催する予定の説明会においても、設立の趣旨等を丁寧に説明し、ご協力を賜れるよう努めてまいりたいと思います。

以上、9番、前田武久議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほどの答弁を聞いておりますと、環境公社の設立、私は、ある程度視野を広げた、参入者の数多い団体を含めた公社の設立かなというふうに考えておったわけですが、副村長からの答弁がありましたように、村内の環境美化、それから遊休農地の解消等に向けた公社の設立が主体、それらを担うのがシルバー人材、今組織されておりますシルバー人材の活用を含めた公社というふうに答弁されたように伺っております。

村長もご承知のとおり、本村では、手・まめ・館、それからさざり荘、それからこれは福祉法人でありますけれども、ひだまり荘、そういった一括した大きな視野に立った公社の設立かなというふうに私はある程度期待をしておったわけでございます。

それで、スケジュール等も資料提示でもって承知しておりますが、4年度内に設立、運営を図るというようなことでございます。

それで、過去の協議内容、回数を見ますと13回に至っておるわけですが、その中で、具体的な協議内容については資料等には入っていないんですけれども、かなり煮詰めた、立ち入った状態で、いろいろな財源の捻出ですね、先ほど、これは昨年の12月定例議会でし

たね、やはり同僚議員からもこの件についての質問等がありまして、村である程度の資金調達というか支援をするということで、その捻出方法ですね、先ほど答弁ありましたけれども、村での支援策というのも当然考えて、準備資金を出すというようなことを答弁されておりますけれども、それらの具体的な内容ですか、そういう内容等についての経過、その辺をここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 設立概要の私の私案をつくっております。

しかしながら、今後、副村長をリーダーとして、準備をどんどんと進めていかなくてはなりません。さらには、設備をどこまで準備するのかと、あと人件費の確保をどうするのかということも含めまして、資本金の設定ということになるかと思えます。シルバーセンターの移管、さらには堆肥センターも農業振興の拠点ですから、あそこも含めて1つの公社の中に取り入れるかということも視野に入れておりますし、また、今後検討しなくてはならないのは、今、地域整備課の道路を維持補修している会計年度任用の方々を移管するのか否かというのにも検討しなくてはなりません。

資本金の金額は、そちらのその設備と、あと運営費ですね、そこも含めた人件費、さらには、どのぐらいの設備等ハード面で必要なかということも併せて設定しなくてはなりませんので、私は基本的に、民間の出資の割合と公的な出資の資本金の割合は50%、50%と考えております。

ですから、その金額によって、半分を民間の方々、事業所の方々、それからまた、先ほど答弁しましたとおり、村民の出資、さらにはクラウドファンディングということで、1つの準備委員会を立ち上げないと、村が直接クラウドファンディングができるか否かというのは、なかなか難しいそうでありますので、1つの準備組織をつくりながら、ファンクラブが、今、約700人に到達しようとしております。

先日、城南信用金庫の理事長がお見えになって、村をどうやって支援するかという締結式も終えたばかりであります。理事長、早速、資産と申しますか、3兆円以上の大きな関東一円の七十数店舗を持つ大きな信用金庫であります。早速、ファンクラブの通達を全行員にしてくれたそうあります。まずは鮫川村を分かっただいて、そして本村が取り組む事業に応援していただく方を募るのも一つの方法かなと思っておりますので、再質問の中にありました手・まめ・館とか、また、さざり荘も一緒に1つの会社にするのかということですが、当面、村づくり会社が最初から大きな形で設立するのではあれですけれども、

今の段階では、当面、堆肥センターと併せてシルバーセンターの移管、ここから始めたいなど思っております。

やっぱり法人と切り離す以上は、稼ぐ力を持たないとなりません。あと、社員の意識改革であります。ですから、自分の給料をきっちりと稼ぐだけの経営戦略、それをきちんと打ち立てて、収益事業をどのように持っていくかということを真剣に考えて会社を運営していくということで考えていかないと、赤字が出れば村から補填されるんだばいという、こういう甘い考えでは会社の経営成り立ちませんので、そこを十二分に精査しながら設立の準備を進めていきたいなと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、50%、50%、これは出資割合ですけれども、今言った700人のファンクラブとか何か、今のところはその内容を煮詰める段階に入っているということで、あと半年もないというような状態でありますから、当然、募集とか何かのあれはかけていると思うんですよね。

それで、それがかけているのかいないか、それもひとつ聞きたいと思うし、とにかく、法人というか第三セクター、それから環境公社、これは基本は自立させるということですよ。村の出資をずっと最後まで50%出資して支援するというような形では、全然法人としての意味もないし、公社としての役割も果たせないし、とにかく公社となれば1つの企業、利潤追求、それから採算性、当然その内部経営に対しては外部の監査等も入る必要もあるし、これは健全な財政運営をしてもらわなくちゃ困るので、いつまでもお役所頼り、それから公共団体がいつまでも見守ってやるというような状況では、これは当然、意味がないということでございますので、その辺の協議の内容、何か今は全然これからというような答弁でありまして、全然進んでいないような状況に感じられると。13回のうち、当然、そしてあと、もう時間がないというような状況の中で設立、来年の5年4月から5月にかけて運用が始まるということでしょう。

そういうふうな出資割合も50%というのは、かなりのどれだけ設立の準備資金がかかるのかということもある程度試算はされると思うんですよね。当面は、シルバー人材が1つの事業主体となって、経営主体となって運営する、それに村が加担して設立を図るということでございますが、その辺の具体的な説明をお願いしたいと。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど申しましたとおり、資本金の金額はまだ決定しておりません。

今進行中でありますから、どれだけの設備を用意するのかということ、私は基本的には大型機械とかそういったものを、それは用意する気はありません。現在ある堆肥センターにもございます。大型機械はありますから、トラックも本村にはあります。さらには、高所作業車、さらには大型草刈り機というんですか、業者さんが持っている、ああいったものはそろえる必要はないと。これは業者さんに外注すればいいわけです。

ですから、ある機械をやっぱり民間業者の方々は保有しておりますので、あと林業を営んでいる業者さんも村にはいっぱいいますから、支障木の非常に倒さなくてはならない危険度の高いものは、やっぱり専門の業者をお願いするというような形で、基本的にその設備は最低限度のものでスタートさせたいなと思っております。幾ら最低といっても、約1,000万は資本金は必要かなと試算はしておりますけれども、できるだけ、1,000万といえば、本村の出資金500万になりますから、ですから、そこを圧縮するためにどうしたらいいかということとはこれから精査していきたいと思っておりますし、まず人員配置、何人の体制でスタートするかということも併せて、基本的な骨子ができれば早めに皆さんのほうにご相談していきたいなと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、最初から大がかりな形でもって設立ということは、私も勧めませんし、これは考えていませんけれども、本村では、村長ご存じのように、前代の村長、平成15年ですけれども、15年に手・まめ・館を立ち上げた。それで、あの当時、勢いがあつたかどうかは分からないけれども、平成17年には振興公社を立ち上げるというふうな村民に約束をしたんですね。それから現在、現状のままですけれども、19年、約20年たっても全然それが実現できなかったというような、かなりこれは大変な一つの事業だと思うんですね。

だから、軽はずみに、これを1年、半年以内に設立可能で運営を図るということは、大きな村長の決断、勇断だと思うんですけれども、十分これから残された半年の期間に、もう少し我々に説明できるような協議内容、それから運営方針、基本方針、そういうものをきちんと示すべきだと思うんですね。ただ安易に、あと半年後に、じゃ1,000万のうち500万、村で出しますよと、皆さん承認してくださいというような形では、やはり我々も安易な議決はできないというように考えておりますので、その辺は十分考えてやっていただきたいと思っております。

それで、先ほど、公社に与える役割、それで、この後、私、2問目でまたお聞きしたいと思っておりますけれども、維持工事などをやらせると。それで、村長が今言われたように、村の設

備されている重機、機械関係等を貸し与えるような形でしょう。これは貸与というような形で、それを譲渡するわけにはいかないと思うので、貸与するような形でもって、なるべく経費をかけない、資本金投下をさせないというようなことでやるというような方針であります。そのクラウドファンディングの募集の状況ですか、それから応募の状況、それと大体何人くらいのあれがあって、どのくらいの出資者が、出資金が見込めるというような具体的な答えは出せると思うんですけれども、それはどうなっているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） クラウドファンディングは、ご承知のとおり、目標額を設定して、それ管理会社で広報してもらわなければならないんですけれども、これは当然、出資した方への、ふるさと納税にほぼ似ておりますが、御礼をしなくてはなりませんということで、集まったお金が全てそのまま手元に残るということではなくて、その中から特典を与えて、例えば一つの例とすれば、村の施設を格安に使えます、例えば結びの宿泊だったら、5万円を頂けるとすれば、ペアでお泊まりできますよという、そういう御礼を含めて募集をしていくわけがあります。

ですから、クラウドファンディングで150万、200万目標にしても、そのお金が全て手元に残るわけではありませんので、ただ、これは非常に村内外の、村外の方に関心を持ってもらいながらも、ふるさと納税も同じですけれども、目的を明確にしたご寄附をいただくということで、さらには村民も含めて出資することによって村づくりに参画をしたという意識を持ってもらって、さらにはそれが関係人口、交流人口につなげて、私は移住・定住につながればベストだなと、大変そのように考えておりますので、そういった細かい数値、資本金の額と、割合は先ほど話したとおりであります。それにつきましても内容を再度、手元に、私、資料は実はあるんですよ。あるんですけれども、これは私の私案でありますから、副村長を中心とした委員会で原案を練って、さらに皆さんにご相談をして、そしてご意見を頂戴したいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それと、ファンクラブはいいですけれども、村内の事業者ですね、この人たちの投資はかなりあると、参入希望もあると思うし、資金面でも、投資面でも期待できるかなと思うんですよ。

昨年12月の同僚議員の質問でも、これは同業者への影響がないのかというような心配の質問もありましたね。当然、ある程度は、維持事業なんかはやらせるとすれば当然影響あり

ますね。しかしながら、その事業を公社の中に参入していれば、当然、事業者もできるし、一挙両得になると思うんですよね。それで、そういう事業者の参入希望などはどうなっているんだか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 工程表にも示したとおり、業者さんへの趣意書の提示、そしてまた私は全協で皆さんに、こうやって一般質問も来て、通告受けて今答弁もしておりますが、その内容が煮詰まった段階で業者さんにはご説明をさせていただきたいし、一体じゃどのぐらい出資すればいいんだということもあります。いや、私は、うちの会社は出資しませんという業者も出てくるかと思うんですよ。それはやっぱり村のほうからもお願いしてご依頼する以外にないなと思っております。

前副村長の時代には、業者さんのところで表敬訪問しながらそういった話をされてはおりますが、正式にこういった書面で、いつ頃までに、この工程で、こういう目的でという説明はまだしておりませんので、村内には建設業者さん、さらには林業業者さんも多社おりますから、ただ、私は懸念しなくてはならないのは、民間業者の仕事を圧迫したり、その仕事が無くなってしまったりすることは公社としてははならないと思っております。

ですから、先ほど言ったような大がかりな危険度の高いものは、やっぱり外注をして、単価を決めて外注するしかないなと思っておりますし、その中で、例えば、今シルバーセンターも県の仕事も請け負っていますし、そのほかの民間の支障木の伐採などもシルバーセンターではやっておりますけれども、本来であれば立木の伐採ってシルバーセンターの仕事じゃないんですね。それは器用な方々ばかりですからチェーンソーで倒していますが、本来であれば、あれはやっぱりきちんとした高所作業の資格を持った方とか、様々な資格を持った方がやる仕事であって、本来ではやっちゃいけない仕事をやっぱり頼まればやるんですね。やっぱり労災につながってはならないと思っていますから、そこも十二分に調査、精査しながら骨子をつくっていききたいなと思います。これ急がなくてはなりません。

また、皆さんには早急に、骨格決まった段階で、全協では何度か説明を、指導いただくようになるかと思いますが、その節には、またご意見をいただきたいなと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 副村長を筆頭に、設立に向けたこれから進捗状況あると思うんですね。それで、半年間のうちに、いろいろ内容等が煮詰まってくると、具体的な説明もできるという状況の間に、我々議員にも、やっぱり最終に入っちゃってからではなく、中間的な報告は

お願いしたいと思うんですよね。私も心配でしょうがないんですよ。20年近くもできなかったこういう公社、大きな組織をまとめるということを今まで期待してきたんですけども、いよいよできるということになれば、ちゃんとした行政としての役割を果たすような、そういう公社の設立を望んでおりますので、その点お願いしたいと思います。

次に、2点目の維持工事について入ります。

行政の役割、要である住民自治が重要であると思う。村民からの苦情、要望に対し、解決できる維持工事は速やかにすべきである。

対象物件、詳細工事の進捗状況についてお伺いいたします。

なお、これについても資料提示をいただきましたので、御礼を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、9番、前田武久議員の2つ目のご質問、維持工事につきましてのご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず、村内の道路状況につきましてであります。福島県が管理する国道2路線、地方主要道路2路線、県道3路線のほか、村が管理する村道は、1級、2級、その他の村道含めて139路線、農道が3路線、林道が38路線が走っております。村管理道路は合わせて180路線、延長にして230.1キロメートルであります。

道路等の維持管理補修調査箇所としましては、議員への事前提出したしました資料にございますとおり、これまでに寄せられた住民要望や職員がパトロール等にて確認した路線名、状況、詳細等を記しておりますが、昨年度発注した維持工事等を含むため、6月現在の令和4年度維持補修調査箇所数は40か所程度となっております。

村が管理する道路の維持管理、維持補修工事に関する当初予算としましては、円滑に維持補修が行えるよう前年度比で倍増となる1,000万円を予算措置いたしました。対象箇所の全ての工事を発注するには限度がございますので、現在の状況に考慮しながら、優先度や緊急性を見極めて進めているところであります。

また、令和元年東日本台風のような大規模な豪雨が発生し、緊急の対応を要する箇所が生じた場合には、災害復旧制度を活用して、速やかに必要な工事を実施することとしております。

村道等の管理につきましては、日常のパトロールや橋梁等の点検により施設の状況を的確に把握し、住民の安心・安全を最優先に対応しております。

さらに、維持補修につきましては、住民要望の対応につきまして、1つ目として、住民から行政区長さんに寄せられた要望を村道等維持管理補修依頼書により村にご報告をいただいております。これに対して、村は確認結果及び対応方法を行政区長さんへ文書により回答することで、明確な意思伝達と要望に対応した結果の的確な報告を図るものとして、昨年度から実施しているところであります。少しでも多くの要望に応えられるように努めておるところであります。

今後は、国道のバイパス整備に伴う移管等によって、村が管理する道路延長が増加することから、引き続き、予防保全の考え方に基づく道路施設等の長寿命化対策を推進するとともに、舗装や路肩等の補修に係る点検業務や優先度を定期的に検討しながら、効果的かつ効率的な道路等の維持管理に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、前田武久議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長が答弁されましたように、40か所以上というふうに聞き及びましたが、優先順位によって工事を進めておると。それで、今年度1,000万円以上の維持工事費の予算を掲げておるが、なかなかそれでも思うように進まないというような答弁であります。

それで、この40か所、優先順位、これは古いものから、これ何年前になるのか、村長はまだ4年目に達しないというようなことで、これは以前の首長からの引継ぎである工事だと思うんですね。それで、私のところに村民住民から、ある程度村にも随分、この維持工事費でもって、とうに要望とかお願いをしておるんですが、なかなか進まない、困っているということで、そういうふうな村民からの声がありまして、私もなかなか、議員としてお世話になってでも村民に対してその恩返しを果たそうと、一生懸命やっているようなつもりでもやっていないんですね、できないんですね。

それで、改めて資料提示を求めたところ、40か所あると、それも随分遡った時点からのものであるということが分かったんですね。それで、現地も何か所か見ております。それで、これはちょっと行政としての機能を果たしていないなというふうに感じ取ったもので、今回このような質問をさせていただいたわけでありまして、今言ったように、資料提示してもらっ

たんですけれども、何年頃からの要望だか全然入っていないんですよね。その点、地域整備課長あたり資料等よく調べてきたと思うんで、村長、その辺を答弁させてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この要望箇所の要望がいつ頃からなのかということではありますが、申し送りをしていただきながらも、まだ実行できていない状況ですから、こう残っているわけでもありますけれども、これにつきましては、地域整備課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、齋藤利己君。

○地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課長です。

議員にお渡ししました維持補修調査予定箇所一覧の40か所でございますが、49か所ございますが、昨年度実施したのが9か所ということでの40か所でございますが、こちらにつきましては、担当職員のほうから概要を聞いておりますが、以前いつからというもの、引継ぎが続いているということは聞いておりますが、いつからのものかというものはちょっと正確に残っておりませんので、今年度も十数件上がってきたものがございまして、それを含めての49分の40という状況であります。

過去の情報については以上であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その要望の日付が全然分からないと。そうしたら、さっき村長が答弁した優先度というのはどこが優先なんですか、これ。ちょっとつじつま合わないんじゃないですか。そんなこと村民に私言って納得してもらえますか。

どこの地方公共団体だって、よく耳にします、すぐやる課とかなんとかって。村民が困っているものに対しては、どんなことしたって率先的に解消してやるのが行政の役割でしょう。それが、恐らくこれはもう二十数年前からのものだと私は推定するわけなんですけれども、そういうものが優先度に準じてやっていますなんていうことに対して、私、納得できませんよ。

村長、もう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私も議員のときに、同等の質問をいたしました。15年に議員になりましたけれども、それからの要望書は全部取っております。ただ、議員に配付されたものもあります。一覧表を作って、どこが実行できたのかというところをチェックして、今、4年前、私が最後の任期のときに同僚議員にお渡ししたこともあります。あと大字区別に、まさに

この表は私も要望書の中に入っているところもございますし、区長様を通して要望書として文書で上がってきたものと、あと電話でいただいたものも多分入っていると思いますので、そういったものも含めて、今回、前田議員、いい質問をしていただきました。やっぱりこれを見ることによって、いや、私は別にあれですよ、非常に褒めたたえているわけではなくて、これは住民の代表としての質問ですから、ですから、いい質問していただいたと思いますよ。

ただ、いつ受けたのかということが入っていないと、後から要望したのが早く実行されて、10年も20年も前のものがやっていないとなれば、住民は行政に何ぼ言ったって駄目だと、村は動かないぞということですから、住民サービスが低下しているということですから、今回いい質問していただきましたので、これは精査します。

それと、細かく現場をチェックしながらも、できているものとできていないものもありますし、もう既に道路維持補修が修繕してしまっている感もありませんから、これは精査させていただきます。

そして、1年で全てはできないかもしれませんが、計画的にやっぱりやっていかないとなりません。一番は、やっぱり道路とか交通事故になっては困ります。それと、農地や何かがそれ以上に崩壊してはなりません。

ですから、それも含めてこの40か所という一覧表も出ておりますので、補修予定箇所ですから、これから実行できるように努力をしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私は、これは地区名とか場所名、地区と場所は同じだけれども、受益者か、そういうものはここで申し上げませんが、その分は担当課のほうにちゃんとやっておきました。

これは、当然、地域整備課長も存じておりますので、それはここで申し上げませんが、とにかく数十年前の苦情が今、その間、何度となく村のほうには申入れをしておるということですが、それができないという箇所でありますので、私、くどくど言いませんから、これは村長が言ったように農地が荒廃してるんですよ。作付ができないような状態なんですよ、村の施設のおかげで。だから、これは村長も現場に足を運んで、やっぱり住民の生活を守る、そういう行政の役割というのは十分果たしていただきたいと思っております。

それで、今言った1件ばかりじゃなくて、かなりそのほかにありますけれども、それは先ほど村長言ったように優先順位を、それから区長区長と区長に役割を課せるような話ではな

くして、区長さんは執行権も何もないんですよね。要望出すだけなんです。住民が村に要望出して、区長にそれを報告して、区長からいろいろなアドバイスを受けるというようなやり方でなくして、区長から出てきたものは区長からの要望として受けていいですけども、住民に直接、村長が住民との直接対話を持っているんでしょう、毎月。だから、そういうことで、そういうものをこの40か所の20年前のものよりも先にやったとすれば、これはちょっと不公平だし、やっぱり村長として、これは不信感を買うと思うんですよ。

そういうことをなくすように、今言った点はよく吟味してもらって、そしてできるだけやっぱり工事の状況、それはお金とか何か、かなり予算とかの問題があると思うんですけども、その農地を作付できるような最低限の工事のやり方とかなんとかをある程度吟味して進めてもらいたいと思うんですけども、そういうことで、2点目について、もう一度、村長に考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 行政の仕事は、やっぱりスピード感と説明責任だと思います。ですから、過去に聞いていてもなかなかできない、このような箇所があるとすれば、現場をまず確認して、議員おっしゃる農地、なかなか耕作できないというところも、実は私見てきました。これはいろんな公売の関係とか様々な問題がありますので、これ予算措置しなくてはならない工事になると思いますけれども、そういったものも含めて、担当課はすぐに現場を見に行っております。

様々な要望ある場合には、すぐに現場を見て、すぐ報告をいただいて、図面と、それからどのような原因でこうなっているのかということは常々報告をいただいて、私も決裁を常々しておりますが、しかしながら、その後実行できないということになると、その要因きちんと見極めるようにしながらも、住民サービスに今後努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長も約束されたので、ぜひ早急に果たしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これより13時まで休憩に入ります。

(午前11時55分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関根浩治君

○議長（星 一彌君） 一般質問を続けます。

1 番、関根浩治君。

〔1 番 関根浩治君 登壇〕

○1 番（関根浩治君） 1 番、関根です。

今回、6月の定例会におきまして、私のほうから1つだけ質問したいと思います。

それで、公金の取扱いについてご質問をしたいと思います。

山口県阿武町で臨時特別給付金が誤送金され、新聞、テレビ等で話題になり、公金の取扱いについて再認識が必要と思われま

す。現状では、現金取扱いは以前よりは少ないと思われま

すが、入金、出金等の管理体制について伺います。

また、口座振替が大部分を占めていると思われま

すが、その管理体制についても併せて伺います。

現金、口座振替等のチェック機能や取扱いマニュアル等の作成がされ、職員及び出先関係に周知徹底されているのかも伺います。

要望いたしました資料を作成して報告いただきました。本当にありがとうございます。

なお、昨日、事前の提出資料から庁舎内の公金の管理状況ということで現地を見させていただきました。職員の方々には、職務中ご多忙の折、ご協力いただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、村長のほうから答弁いただきたいと思

います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めま

す。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員のご質問、公金の取扱いについてのご質問にお答えを申し上げます。

出納室の窓口において収納しました各種税金や使用料等の現金につきましては、午後3時以降に集計した後に金庫室において保管し、翌日の朝には村の指定金融機関であります東邦銀行棚倉支店の普通預金通帳に入金をしております。

翌日に入金する理由としましては、窓口において収納しました各種税金や使用料等の領収済通知書やその他の関係する書類を東邦銀行に持参するのが翌日になりますので、前日に収納した分の領収済通知書等の金額と通帳に入金した金額との確認チェックは、同日付のほう
が東邦銀行では処理しやすいという理由から、現金は領収済通知書等を東邦銀行に持参する日、つまり収納日の翌日に通帳に入金をしております。

また、口座振替により納入されました税金等につきましては、東邦銀行の普通預金口座に一括で振り替えられるために、現金での取扱いはないことから、口座振替は納税者等から見ても有効な手段ではないかと考えております。

次に、現金の出金処理状況につきましては、現在の支払い方法の大部分は口座振込の方法により支出をしております。振込する口座番号や名義人に相違があった場合には、金融機関から速やかに連絡が入りますので、担当者へその旨連絡をして、支払い者への連絡及び確認を行い、同日に振込が完了できるように早急に対応しております。

現金払いにより支払いする伝票としましては、職員の資金前渡により支払われる公費や高齢者等への祝い金、各種委員会を開催した際に委員さんに支払われる費用弁償等も、一部ではありますが、上げられています。

いずれの支出伝票につきましても、支払い日を担当者に確認した上で支出をしております。

以上で、1番、関根浩治議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 現金取扱いについてですが、昨日、庁舎内を回らせていただきましたが、各課内において取扱いがありますが、大部分は当日処理し、出納室へ納入するような状況でございます。

なお、時間外や休日扱いについては、各課において金庫に保管、施錠し、翌業務日に処理して出納室へ納入しており、問題ないと察しますが、診療所の診察収入について、毎日のシステム出力日計表と現金照合の上、確認し、事務室において施錠、保管し、1週間に1回の出納室納入ということで、危険物や劇薬、毒薬、薬剤等の取扱いから警備会社依頼のシステムで夜間休日警備対応という説明でしたが、公金の取扱いの一般常識からしていかがかと思われませんが、その点についてお伺いしたいと思います。

なお、1週間分のおおよその金額はどのくらいになるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの診療所の公金の扱いにつきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。また、金額はどのくらいになるのかということにつきましても答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

昨日、診療所のほう、議員により確認はしていただいておりますが、金額につきまして、現在、ちょっと資料手持ちございませんので、後ほど確認して回答ということによろしいでしょうか。

○1番（関根浩治君） はい、結構です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そうということで、人数も職員も1名で事務職員が対応している内容でございますので、1週間あそこに保管しておくというのは、ちょっと警備上、あるいは公金を出納室に収納しないで1週間分置くという、そういった観点が、ちょっと一般常識から、我々、あるいは私も長年、金融関係に一部携わっておりましたので、そういう観点からすれば、ちょっとおかしいのではないのかなと思いますが、村長、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私もちょっと認識不足でしたね。

診療所の診療等の現金を1週間置いて出納室にということでしたけれども、この件については、総務課長、状況を答弁していただけますか。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） 診療所の収入が1週間ということであります。

先ほど議員からもお話がありましたとおり、事務職員が1人で対応しているというところでありまして、結構、夕方まで診療が続くと、その後その日の会計を締めると、もう既に出納室が閉まっている状況もあるということもあり、週に1回、今、水曜日が休診日なものですから、その日に出納室に納入をしているということで聞いておりますが、確かに1週間は長いかなというふうにも思いますので、その辺につきましては、今後、住民課も含めて検討していかなければならないかなというふうには考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そうということで、私が今回質問した関係で、こういった内容が大まか

になって公表されたわけですね。そういうことで、警備上の問題から、やはり1週間もあそこにお金があるというのが、もう世間一般に広がったわけですから、やはりその辺は村庁内部でよく十分検討して、やっぱり1日ないし2日くらいの間にはきちんと収納できるような体制の構築も、事故がある前にぜひ早急に検討願いたいと思います。

それから、各種支払い公金の事務処理等についてお伺いします。

大部分、口座送金支払いと思いますが、送金事務適正化実行のためにどのようなチェック体制なのか、誤送金等のミスがないように努めているのか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 誤送金防止の対策ですね、どのように努めているかにつきましても、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 会計管理者、鈴木千鶴子君。

○会計管理者兼出納室長（鈴木千鶴子君） 出納室、事務的なこととなりますが、出納室での事務……

○議長（星 一彌君） もっと大きく表現していただきたいと思います。

○会計管理者兼出納室長（鈴木千鶴子君） すみません、チェック体制、出納室での事務の流れになりますが、業者への定時支払いとしまして、毎月5日と20日に指定口座のほうに振込をしております。

その他の主なものとして、会計年度任用職員の報酬が10日、職員の給与、議員の報酬が21日、医療費の支払いが25日、電気料、電話料等納付書払いについては月に三、四回程度、振込の処理をしております。

口座振替に関しましては、振込日の3日前にデータを伝送しなければなりませんので、逆算しまして四、五日前から準備をしております。

手順としましては、振込日ごとに伝票の集計をしまして、会計ごとに金額を表示した一覧表を作成して、伝票の右下にバーコードがあるんですけども、そのバーコードを読み込んでシステムの中で集計されますので、その集計された金額と自分で計算した金額の合致をしております。

納付書払いについても、納付書と伝票をそれぞれに集計しまして、会計別に金額を表示した一覧表を作成し、また、バーコードを読み込んだ金額と金額の突合をして処理をしております。

支出伝票に関しましては、伝票の後ろに貼付してある請求書の内容と債権者の住所、氏名

と振込先が合致しているかどうかを確認し、請求書の振込先と違ったような場合には、各担当者に連絡をして修正なりをしていただいております。

公会計から伝票を読み込んだ際に、USBにデータを保存して、伝送システムによってデータを送信するんですけども、その後に東邦銀行の事務センターであります東邦情報システムのほうに振込日と件数と金額を記入した確認表というものをファクスしております。

出納室2人しかおりませんので、それぞれに金額確認、件数の確認などを行いながら処理をしております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 出納室も人数に限られた中で処理されていると思うんですが、やはりチェックの体制というのは、複数人でやはりチェックするというのが、誤りを未然に防止するという観点からも十分必要じゃないかなと思います。

副村長、そういう点では、県のほうでは、そういったチェック体制というのはどのような内容で、今まで歩いてこられた現場なんかでは、どのような体制でされているのか、参考にお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

県のほうでは、まず担当者レベルにおきましてダブルチェックを行っております。例えばでございますが、補助金の支払いをするときには必ず、口座、口座名義、あと口座番号、振込機関も含めまして、担当者が作る書類を上司である主任主査であったり係長がチェックすると。ただ、その前に副担当という者がおりますので、ここはちょっと村とは人数の関係もあると思うんですけども、必ず担当者レベルでダブルチェックをしていると。それを課長なりに見ていただいて、決裁されたものを今度出納機関に持ち込みまして、さらに出納機関でチェックを受けるということで、まず担当者レベルでのダブルチェックと、あと機関においてもダブルチェックを行うということで、間違いを事前に未然に防いでおります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 県のほうでは、そういうことでミスをできるだけ少なくするというような体制で臨んでいるそうですが、やはり村でも限られた人数の中で業務をしているわけではあります、やっぱり常日頃からそういったチェック体制も十分、課内あるいは出納室で

も必要と思いますので、その辺については十分村長にお考えいただいて、職務に当たらせるようにご指示いただきたいと思います。

それから、団体事務の事務局を担い、準公金を経理処理するときの公金に準じ、厳正に処理することが基本であります。団体事務を行うための基準を定め、事務の透明化を図る必要がありますが、このルールを示すべきと考えますが、それらについてなされているのか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 各団体の会計をお預かりする以上、その扱いのルールといいますか、基準があるのかというご質問であります。総務課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） ただいま質問のありました他団体での会計の件に関してでありますけれども、議員ご承知のとおり、先ほど会計管理者から申し上げたシステムとは連動はしていないというところがありますので、各担当者が現金でもって取り扱うということになっているのが現状であります。

これのマニュアル化ということでもありますけれども、基本的には公会計で扱うのと同じように、支出のための請求書でありますとか債権者ですね、そういったものの確認、そして入金の場合でありましても、この金額がいつ入るとかいうことのチェックを受けて、課長代理の決裁を受けて、そのお金の処理をしていくということは徹底しておりますので、今後ともそういった取組で続けていきたいということでもあります。

ただ、現金を扱うというところで、事故のもとでありますので、そういった現金を扱う時間とか期間については極力短くしていくように今後とも指導はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 団体等の事務につきましても、それぞれ課内でかなり通帳管理されている実態、昨日、実際に回らせていただいて確認しました。

それで、やはりその保管とか事務処理上、やはり一つのルール化をして、職場が替わっても同じようなシステムでやれるような体制にしておかないと、そっちに行けば印鑑は誰、通帳は誰が持って、事務は誰がやるというような形になっていると、いろいろと間違ったりな

んだりも生じてくるのかと私は考えられますので、やっぱり事務のルールをきちんと一本化して職員に周知徹底して、どんな場所に行っても同じようなシステムで事務作業ができるような体制にしておけば、間違いのない事務が効率的にできるのではないかなと思います、その辺について、村長、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご提案であります。

そのようなシステム構築で、役場には異動というのは、人事異動もございますから、先輩から指導いただいたものだけではなくて、そういった約束事をきちんと明記して、どなたが異動されても職員が絶対間違いのないように、また、先ほど副村長が答弁しました県のそういった二重チェックのシステム等も導入しながら、誤送金とかお金の取扱いに対しての事故を未然に防ぐように指導してまいりたいと思います。

また、今回の山口県阿武町の事件に際しては、課長会議の管理職会議の中での私からの口頭での注意、それから全職員に対しての一斉にメールが流れる掲示板というのがありまして、その中でも、あってはならない事故でありましたから、全職員にメールを流して注意喚起をしたところであります。

今後、また事故の起こらないような、そのような方法を、ご提案あったような内容も含めまして指導してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 公金取扱事務の管理適正化方針や公金取扱基本マニュアルなどで、現金等の出納処理、徴収、収納、支払い事務、その他切手、印紙などの取扱いについて、担当者から課長を含めた上司などが段階的に確認しながら、財務規則等の手順に従って適正に処理しなければなりません。

複数の職員が関わり、その正確さを確保し、それぞれが職責に応じた役割と責任を果たし、一貫した事務処理が行われることが望まれますが、管理適正化方針や取扱マニュアルの作成が必要だと私は考えております。その作成について、する考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま、先ほど答弁したとおりであります。

そのような約束事のマニュアルがないとすれば、事故を起こさないためにも、今後作成してまいるように指導してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根浩治君。

○1 番（関根浩治君） 全ての職員が与えられた職責を自覚し、管理監督者を中心になって円滑に業務を遂行するためには、正常な人間関係の形成により良好な職場環境が重要となります。

このため、職員の法令遵守意識や危機管理能力向上を図りながら職員間のコミュニケーションを醸成し、風通しのよい職場環境の構築が求められますが、そういったお考えは、村長、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどの公金扱いのマニュアル化に併せて、コンプライアンス、法令遵守、そしてまた、一番肝要なのは、肝腎なのは職員間のやはりコミュニケーションと人間関係になりますから、これがよくないといい仕事はできません。

各課、管理職、課長を中心として各課のまとめ、また、部下は上司に意見をどんどんと自分の提案を言えるような環境づくり、新年度から、先般お話ししましたとおり、提案シートの導入というのを始めました。いまだにといいますか、残念なことにまだ提案は上がっておりませんが、こういった新しいこのような方法で改善してはどうかという提案も取り入れながら、職員間の提案をスムーズな公務の運営に役立つように、そのような指導も併せて今後してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根浩治君。

○1 番（関根浩治君） 公金管理の適正化の観点から、職員ができる限り現金を取り扱わない仕組みの検討や職場に現金を保管しない、夜間、休日等の徴収した現金については、職場内の安全な場所に一時保管し、翌業務日に速やかに入金処理の決定をすること、それから通帳、印鑑等は別々に厳重保管し、通帳印は課長が管理するとかなどの統一したことが求められると思いますが、そういったことも先ほどお話ししたとおりマニュアル化して、やはり役場としての統一をお願いしたいと思います。

公金の収入、支出が適正に執行されるよう法令等に基づき厳正な審査を行うと同時に、各課、会計担当者との連携や会計実務能力向上を図り、不適切な会計処理防止で公金の適正な管理運営をお願いするとともに、そういった指導監督も村長のほうからよろしく願いたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうからは1点ご質問がございます。

まず、職員の雇用契約についてでございます。

職員が不慮の事故や病気等により通常勤務やフルタイム労働ができない状態や、また、本人の回復が見込めない状況である場合の雇用契約はどのようになるのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員のご質問、職員の雇用契約についてのご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

村職員の服務に関するご質問と捉え、答弁をさせていただきます。

村職員は、ご承知のとおり、地方公務員でありますので、まず地方公務員法の適用を受け、次に村の条例、規則等の適用を受けることとなります。

議員おただしの病気休暇についてご説明を申し上げます。

村では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条におきまして、病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とすると規定してあります。

また、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条におきまして、病気休暇の期間を規定しております。生活習慣病、精神科系疾患及び特定疾患の場合は180日以内、それ以外の疾病または負傷の場合は90日以内と規定しております。また、ただいま申し上げました180日、90日の所定の病気休暇の期間が満了後も引き続き療養を要する場合には、休職とされて、療養を続けることになるとされております。

休職の期間は、職員の分限に関する条例第4条により、3年を超えない範囲内において任命権者が定めるとしてあります。それでもなお療養が必要とされる場合には、地方公務員法28条第1項第2号、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場

合に該当するときは、降任または免職することができるとされております。

以上で、2番、森隆之議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 公務員というのは、通常の一般社会でいう雇用契約書等、ああいうものは取り交わさないということは聞きまして、法律または条例により決まっております。また、給料面では人事院とか、そういうのを基準にしてやっておるということは聞いたことがございます。

それで、村として今までこういう事例があったのかどうか、また、今後こういう事例が起きた場合、村としてはこのとおりにのっとって対応するのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの再質問につきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） 過去にそういった事例があったかというところでありましてけれども、担当者に聞きましたところ、以前には、女性の職員が妊娠に絡む体の不調というのがあるって休職したということは聞いております。それが過去の事例です。

今後こういった事例が起きたときにはどう対処するのかということにつきましては、法律にのっとって進めていくということの基本にして考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうしますと、この法律にのっとって適正に対応していくということですが、やっぱり体の不調なんかは誰でもございます。それで、公務員だろうが一般の社会人だろうが、権利として守られるべきは守らなくてははいけません。

その間に、そういった人がいた場合に、コミュニケーションを取りながら、上司と相談して、村としてどういう対応をしていくのか、そういうのを本人と十分に話し合っ、本人も苦にならないような形で対応して行ってほしいと思いますが、これも昔の話なんですけれども、免職になった方はいらっしゃいますか、そこまではいってないですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その件につきましても、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） 免職になったというのは、記憶にはございません。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 村民の皆さんも、こういうことをちょっと聞けない、分からないというお話があったので、ちょっとお聞きしました。

こういうことで決まっているのであれば、今後それにのっとなって、村民の皆さんも知る権利がございますので、今回、職員がこういった形で今休職しております、また、当面休まざるを得ない状況がありますというのを広報等でちょっと広報していただければ、本人のいろいろな事情もございますので、個人名は伏せてでもいいと思いますけれども、職員の一人が何々課で足りておりません、こういう事情で休ませてもらっていますので、ご了承願いますという形で広報してもらえればいいのかと思います。

私、村民も安心するかと思うので、今後、そういった形での対応というのはお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） そうですね、職員が疾病等で休むときに広報するか否かということですが、これは今までに多分広報したことがないと思います。あるかないかではなくて、やはり広報するよりも、その休んでいる間、その課の職務といいますか、課内の仕事が円滑にできるように職員もフォローしなくてはならないと思いますし、これは当然あります。女性の方ですと、やっぱり出産に伴う休暇というのも取りますから、男性であっても、これから育児休暇って取れる時代ですので、やっぱりそれは権利ですので、そういったことが発生した場合に、その職場のその係をどうやって埋めるかというのは、やはり課内でも協力体制をつくりましてやるべきであろうと思います。

今回のコロナで職員が感染したときにも、皆さんには大変ご心配をおかけしましたけれども、あのときにもやっぱり業務が停滞する心配をされましたけれども、そのときにも皆さんの職員の協力があって、それで何とか切り抜けたということもありますので、ですから私は、一人の職員が長くその職場にいと、よその職員がぼっと入ってもできない状態であっては困るなということで、ある一定の時間過ぎたらば人事異動というのは必要であるということも前回のその辺の反省もあって、いろんな経験を、各課の経験をしていただいて、職員にはそういった支援体制ができるようにということで、人事にも今回参考にさせていただいた経過があります。

最後になりますけれども、やはり職場の職員の健康、さらにはそういった命といいますか、健康を守るのは、あと職員を守ってあげるのは上司であったり、そしてまた、私は役場の代表者じゃありません。村の首長ではありますが、ただ、職場の職員、あと村民の健康を守るのが私たちの仕事だと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

最後に1点だけ、3年間の病気療養とか休暇があった場合、給料が、報酬が発生するのかどうか。あともう一点、その間、例えば、業務が滞ってしまうので、臨時の会計年度任用職員なりを採用しなきゃいけない。そうなると、村としての費用負担になるということなんですけれども、その点は、会計年度任用職員を採用しなきゃいけないのか、この2点お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 業務の内容によりますね。ですから、先ほど言ったように、職員間で融通が利くのであればそれにこしたことはありませんが、どうしても各課の中での調整が利かないというときには、その期間、会計年度任用職員を募集するということで各課との調整をしながら募集をしていきたいと思いますが、あと3年間の給与が発生するのか否かというところにつきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） 休職中の給与は支払われるのかというところでございます。

国家公務員ですと、人事院規則によって決められております。

村の場合におきましては、職員の給与に関する条例というのがございまして、ここの28条に規定がありまして、休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の80を支給するということが規定がございまして、ですから、1年までは80%が支給をされるという規定になってございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 1年以降、その後はどうですか、2年目、3年目は。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊君。

○総務課長（渡邊 敬君） 無給ということになります。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

そうですね、村のこういう条例等、大変勉強になりました。

今後とも、少ない人数で、メンバーが足りなくなったり、職員の方が足りなくなったりして、ほかの職員の方は大変でしょうが、その都度、健康第一なので、無理をせず、上司の方と相談しながら、足りないときには会計年度任用職員採用もやむなしということで、体に気をつけて、村発展のため頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） 先月末に臨時会がございましたが、新年度を迎えてからは初の定例会ということになりました。

新年度の人事に合わせまして、各課の担当課長が替わりまして、それぞれの着座している席がいささか変わりました。向かい合っている私も非常に新鮮味を感じるころではあります。恐らく異動されたご本人は、着席する場所が変わって、この議場を見る景色も変わっているんだろうなというふうに拝察をいたします。

その中でも、鈴木大介さんを副村長に迎えて、その席に着席していただいて定例会が開催できますことを感謝申し上げます。

来村されて2か月足らず、恐らく新しい生活に慣れるのに大変だったかなというふうに思っているんですけども、そんな中にありながらも、鮫川の源流にハイキングをする計画をしていたりとか、非常に広大な畑を借りて、そこで大豆栽培に既に取り組み始めているなど、その行動力と地域住民とのコミュニケーション能力に、ただ敬服するところでございます。どうぞその感性を生かしていただき、この村のすばらしさを見つけていただいて、地域の振興に力を貸していただければと考えております。私も共に頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

アクリル板がありまして十分な距離もありますので、マスクを取らせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それで、声の通りは大丈夫でしょうか。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まずは、感染対策についてです。

新型コロナウイルス感染症が確認されてから現在に至るまで、様々な感染対策が行われてまいりました。新しい生活様式といわれたものの中には、遠くの会議に自宅からでも参加できるといった利点もございましたが、改めるべき点も多いと感じております。

その中で、今回は未就学児や小学生など、子供の生活についてお尋ねをいたします。

文化祭や運動会、部活動の大会や修学旅行など、その全てが中止や、また縮小されたことに対して、どのような評価をされているかをお尋ねいたします。

マスクの着用は、義務や強制ではなく、あくまでも任意であって、個人の選択の結果であるはずと考えますが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

最後に、文部科学省から「学校の新しい生活様式」として衛生管理マニュアルが通達され、2歳以上のマスク着用「大変重要」との政府答弁もされました。

これは、その後修正がありまして、数日内のうちに答弁の修正がございましたところですが、それらを受けて、未就学児や小学生などに対して着用推奨がされております。着用し続けると熱中症のおそれがあるほか、未就学児においては表情が見えにくくなることから、言語の発達に影響があるとの指摘もございます。

未就学児や小学生などについて、マスクを着用する場面を整理すべきと考えますが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 遠藤議員さんはマスクを外されたようですが、私はこのまま、大変申し訳ありませんが、マスクをしたまま、ちょっと聞きづらいかもしれませんが、私の表情も見えにくいかもしれませんが、申し訳ございませんが、このままで答弁させていただきます。

それでは、3番、遠藤貴人議員の感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

日本において2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活に大きな影響を与えました。新しい生活様式として、日常の生活においては、3密の回避やマスクの着用、手指の消毒などが求められ、職場ではテレワークやオンライン会議が急速に

広がるなど、生活スタイルは大きく変化いたしました。

また、学校教育においても、文部科学省のほうから「学校の新しい生活様式」が示されて、手洗い、うがい、マスクの着用などの基本的な感染症対策はもちろん、具体的な教育活動の場面ごとの予防対策について感染レベルごとに示されまして、学校の生活スタイルも大きく変化いたしました。

各学校におきましては、現在、基本的にこの「学校の新しい生活様式」と福島県教育委員会から随時発出される通知に基づいて感染症対策を講じ、教育活動を行っております。

さて、議員おただしの1つ目の文化祭や運動会、部活動の大会や修学旅行などが中止や縮小されたことに対する評価ですが、コロナの影響では、令和2年度の中体連関係の行事と小学校の宿泊行事が中止となりました。特に、中体連の総合体育大会の中止は、部活動に真剣に取り組んできた生徒にとっては非常に無念であったことと思います。そのときの生徒の心のうちを察すると、私も胸が痛みます。

しかしながら、生徒たちは、当時の状況を理解して現実を受け止めて前向きに捉え、その後の学校生活を充実させていたように思います。文化祭で生き生きと表現していた姿が印象に残っています。

それ以外の運動会や修学旅行につきましては、ここ2年間、時期を変更したり、時間短縮や入場制限をするなどして規模を縮小して実施してまいりました。

子供たちは、例年のようにそれぞれの行事に一生懸命取り組んで、頑張っている姿をたくさん見ることができました。

このように、各行事においては、一定の成果を上げることができたのかなというふうに思っております。

なお、各学校や各団体で行事の中止や延期、時間短縮や入場制限などの判断を下したことにつきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している当時の状況を考えれば、やむを得ない判断であったかと思っております。

次に、議員おただしのマスクの着用についてお答えいたします。

まず、日本国内におけるマスクの着用についての私の認識でございますが、法律等で義務づけられていない以上、議員と同じく義務や強制ではなくて、任意であると思っております。

これまで、こどもセンター、2歳児未満は除きますが、また、小学校、中学校では、文部科学省の「学校の新しい生活様式」や福島県教育委員会の通知を基に、感染予防及び感染拡

大防止の観点から、基本的にマスクを着用しましょうと指導しておりました。ある程度の強制力は働くかもしれませんが、あくまでも推奨という立場でのお願いであると考えております。現在までのところ、ご家庭の理解もありまして、ほとんどの子供たちが適正に着用しております。

近隣市町村でクラスターが発生して感染が拡大した際に、本村では感染が広がらなかったのは、やはりマスクの着用などの確な感染症対策の効果の現れかなというふうにも思っております。

ただ、その一方で、議員ご指摘のように、熱中症や子供の発達への悪影響などマスク着用の弊害も指摘されるなど、マスクの着用に関して様々なご意見があることももちろん認識しております。

先日、厚生労働省よりマスク着用についての新たな見解が示されました。身体的距離、屋内・屋外、そして会話のあるなしを基準に、8つの場面で着用の有無について整理して明示しています。そして、子供たちに対しても、就学前の子供にはマスクの着用を一律に求めないことや、小・中学生においても、身体的距離が取れる場合や会話がほとんどない場合、そして体育や部活動、登下校の際には、マスクの着用は必ずしも必要がないことも明示されました。ウィズコロナに向けて、そして夏に向けて、外せる場面では積極的に外していこうという流れを感じます。

今後は、子供たちの安全、そして健康第一を考えて、厚生労働省や文部科学省から出された資料に基づいて、学校の教育活動の対応や児童・生徒の様子などを踏まえて、マスクの着用について適切に判断するよう、こどもセンター及び小・中学校に対して指導してまいりたいと思います。

また、保護者の方々にも、こどもセンターや学校からの通知及び厚生労働省のリーフレットなどを活用して、マスクの着用について理解を図っていきたいと思っております。

以上申し上げて、3番、遠藤貴人議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、教育長のほうから答弁ございましたけれども、本当、私も衛生管理マニュアル何度か見えています。ものすごい短期間に変わったりとか、かと思うとしばらく変わらなかったりとかということを繰り返して、今恐らく7か8ぐらいまで改訂されているのかなというふうには感じていますが、あの資料を読み込むだけでも非常に難儀で、やっとその資料を理解した頃にまた次のが届くみたいな、そういった流れの中で、やっぱり

現場に当たられている先生とか、そういった教育に携わる方たちの本当にご苦労というのは大変なものがあるなというふうにも感じています。

本当にはっきりしたものを政府ないし厚労省、文部科学省も出してくれとは思いますがけれども、そういった批判をここでも仕方がありませんので、そういった枠組みの中でやらざるを得ないというのは非常に私も重々理解はしていますけれども、やはり今日はたまたまこうした肌寒い日ではありますけれども、7月、8月となってくれば、本当にもううだるような暑さの猛暑日といわれる日がもう数日以上続くような季節になってくると思いますので、やはりマスクをしている方に、そのしているマスク外してくださいということは言うつもりはないんですけれども、やはり子供にも人権はもちろんありますし、やはり子供がしたくない、それから子供を預かる保護者さんの価値観も様々ありますので、そういったところもぜひ酌み取っていただければいいのかなというふうに感じております。

これからはそういった季節になるでしょうというような答弁でしたので、そういったことに期待をしまして、まず1問目の質問を終わらせていただきます。

それでは、続きまして2問目の質問にまいります。

家庭教育、学校教育、地域教育についてです。

一般的に教育といいますと学校教育を思い浮かべがちですが、時間にすると家庭で過ごす時間が圧倒的に多いと感じます。そのため、学校に来たときだけ教育を受けても一定以上の効果は上がらないというふうに感じております。挨拶や返事は家庭教育で醸成されるもので、家庭教育の重要性は非常に高く、親が教育者としての自覚を持つための教育者教育の機会をつくる必要があるのではないのでしょうか。

また、子供は村民の宝という考え方が地域教育のすばらしさでもあると感じています。個人に立ち入るなどのご意見もあるでしょうが、地域の根幹は教育であるはずで、学校教育ばかりが非難の対象となる現代においても、家庭、学校、地域の3つの教育体制が社会教育となり、健全な教育につながることに今も昔も変わりはありません。それらの教育体制を総合的に含んだ異年齢教育の充実を求めます。

過去には、兄弟の関わりの中で、お互いに教えたり教えられたりする経験ができました。また、登校班での登下校で、年長者が年少者の面倒を見ることなどでも経験できましたが、社会情勢の変化によってその機会が少なくなりつつあると感じています。少なくなった異年齢教育の機会を村でつくり、3つの教育体制を根本に据えるべきと考えますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） それでは、遠藤議員の2つ目の家庭教育、学校教育、地域教育についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教育というどうしても学校教育をイメージしがちですが、一般的に教育は、行われる場に応じて、学校教育、社会教育、家庭教育に分類され、それぞれの教育がしっかり機能することで、子供たちの健全な育成が図られるものと思っております。

しかし、近年、少子高齢化や核家族化が一層進み、また、価値観が多様化する中で、家庭教育力の低下が指摘されております。

家庭は、子供が体験する初めての社会であり、家庭教育は全ての教育の原点です。家庭教育により挨拶や返事など基本的な生活習慣や倫理観や自制心、自立心などが培われていくものだと思います。

多くの家庭では、家庭教育の機能が発揮され、子供たちも健やかに成長している様子がうかがえますが、子供たちの問題行動の背景に家庭の教育力不足を感じることも時にあるのも事実です。もちろん子供たちの問題行動の背景には、情報化社会や人間関係など様々な要因があるわけですが、家庭教育の機能が十分発揮されれば、問題を少なくすることができるとも思われます。

これまで村では、家庭教育力を高めるために、村民こぞって教育を考える会を、小・中学校では家庭教育学級や教育講演会、そしてこどもセンターでは保護者に対する教育講話等を実施して、コロナの状況で未実施もありますが、家庭教育の重要性を伝えてきております。今後も、子育て世代の親たちのニーズを捉えながら、これらの事業充実を図って、家庭教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、異年齢教育の充実に関することですが、学校では以前から異学年の交流が積極的に行われております。中学校における部活動や生徒会活動は、よい意味での上下関係が育まれ、絆を深めていますし、小学校においても、縦割り班でなかよし遠足を行ったり、毎日の清掃活動を行ったりして交流を深めております。また、小学校における委員会活動やクラブ活動なども異学年の子供たちで構成されておまして、協力し合って活動しているところです。

しかし、議員ご指摘のとおり、今、少子化など社会の大きな変化の中で、地域での異年齢集団での活動が少なくなって、互いに教えたり教わったりする経験が少なくなっているのも

事実です。こういった状況を鑑みて、教育委員会では生涯学習係が中心となって異年齢の子供たちが交流できる事業を実施しております。

公民館事業である小学生対象のチャレンジスクールは、低学年から高学年まで多くの子供たちが参加し、物作りや多様な遊びに挑戦しています。異なる学年の子供たちが協力し合って活動し、思いやる気持ちやリーダーシップなど、様々な資質や態度を身につけています。

また、今年、地域の寺子屋という新たな事業を立ち上げる予定です。夏休みに小学生が公民館で自主学習に取り組めるよう支援する事業ですが、学年の枠を超えた中で、上学年の子供たちが下学年の子供たちの面倒を見たり、勉強を教えたりする姿を見ることができないのではないかと期待しているところです。

さらに、村民登山ですが、小学生から参加できるようにして、参加した子供たちが多くの大人の人と交流が図れるようにいたしました。

地域の間関係の希薄化が叫ばれて久しくありません。そして、少子高齢化も一層進んでいます。村民の絆を深めるため、まずは教育委員会から異年齢の交流が図れる活動を積極的に取り入れていきたいと考えております。

以上申し上げ、3番、遠藤議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、様々な具体例を挙げていただいてご答弁いただいたのを聞いて、私自身も非常に安心をしました。そういった教育体制が機能しているからこそ、やはり鮫川の子供たちが伸び伸びと、非常に挨拶がすばらしいなというふうに私も感じていますし、そういったことがうまく機能しているんだなということも感じました。

ただ、教育長おっしゃったように、これから恐らく、10年、20年という中で、この鮫川は、日本がもちろんそうでしょうけれども、鮫川は特に目まぐるしく恐らくそういった環境が変わっていくんだろうなというふうに感じていますので、ぜひ、今そういった取組がうまく機能しているのであれば、その質とかそういったものを落とさずに何とか取り組んでいただければなというような思いも同時に感じました。

私、再質問の中で公民館事業について実は触れようと思っていたんですけども、先に教育長のほうから公民館事業について触れていただきまして、公民館事業、先日、村民に案内がありまして、私も拝見させていただいてきました。非常に内容も豊富で、数も多くて、いろんな年齢の方を対象にした本当にきめ細かいそういった事業が構築されているのを見まして、私も実は2つ、3つ申し込ませていただいたんですけども、ただ、そういったすばら

しい事業を組み立てていながらも、実際参加してみると、非常に参加者の方が少なかったりということが多いのかなというふうに感じています。いい事業を組み立てながらも、実際に村民の方になかなか参加していただけないというような現実に対して、教育長としてどのようなお考えをお持ちかお尋ねをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） 再質問ありがとうございます。そして、公民館行事に関心を抱いていただいていることに対しまして感謝を申し上げたいと思います。

実は、たくさん事業を立ち上げてはいるんですが、正直、参加者が若干少ないというのは悩みの一つです。

高齢者向けの社会学級については、今年も70名近く、毎年たくさんの方々にご応募いただいて参加していただいております。あと、チャレンジスクールも、先ほどお話ししました、20名程度の定員はあるんですが、低学年を中心に多くの子供たちが集まっていますが、昨年からはまった中高生未来ジュクだったんですが、それはとても内容的にはいいものだったんですが、5名程度でした。

全体的に見て、公民館事業に対しては20代から60代の方々の参加が少ないということがありまして、その部分を何とか開拓したいなという思いも正直あります。

そこで、今年、先ほどお話がありました、公民館事業のご案内ということで、年度初めに公民館ではこんな事業もありますよというもので紹介をさせていただいて、関心を抱いていただくためにチラシを配布いたしました。

その中で、特に20代から60代をターゲットに、今年新たに、例えばゴルフ教室とかおなかシェイプとか、明日実施されるんですが、あと腰痛予防ストレッチとか、ふるさと歴史講座とかといったニーズに応えるような形で講座を新たに設定いたしましたし、チラシも配ってご案内を差し上げたんですが、しかし、やっぱりまだまだなんですね。おなかシェイプも明日行われる予定なんですが、10名程度の申込状況です。

ですので、今後、もっとさらに参加していただけるように、広報さめがわを使って広報活動をしたり、あるいはチラシを小まめに配ったり、あとはホームページにお知らせを上げたり、あるいは活動の様子を実際に上げたりして、関心を持っていただけるようにしたいなと思っておりますし、何よりもやっぱり楽しい活動でなければならないと思うんですよね。せっかく行った事業ですので、やってよかったというふうに参加された方が思っていれば、その方の口コミによっても広がるのかなというふうに思いますので、そこを大切にした

いなというふうに思っております。

今年の生涯学習課のテーマは挑戦ということで、いろんなことをやってみようと一生懸命頑張っておりますので、ぜひ議員の皆様方にも、参加していただくのはもちろんですが、ぜひ広く広報活動をしていただけるとありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 私もいろんなそういった様々な催しの企画とか実際に行ったことがありますので、すごく時間がやっぱりかかりますね。会場の準備、講師との打合せ、それからお金の問題、資料作成と、本当に大小様々やることがあって、一つのそういったものを組み立てるのに大きな労力がかかるわけですがけれども、実際、当日を迎えたときに、やっぱり参加者が少ないと、僕もそうですけれども、やっぱり落胆するというか、大きな時間と労力をかけたのに、やっぱり来ていただけないというのは、非常にながかりするところでもあります。ただ、やはり内容がよくて、そしてしっかり皆さんに伝わる広報さえ行えば、その2つがきちんと回れば、必ず人は集まってくれるというふうに私も思ってやっております。

実際、私も今週末にそういった集まりを企画しましたがけれども、実際何人来てくれるか分かりません。もしかすると1人かもしれないし3人かもしれない。でも、やっぱりそういった中でも諦めずに心を燃やしてやり続けることに、やっぱりその先でつながるというふうに感じていますので、今後もぜひ公民館事業を続けていただきたいということと、内容を精査していくのはもちろんですが、あわせて教育長が今おっしゃったように、皆さんに伝わる広報の仕方、周知の仕方というものも併せて考えていただいて、ぜひ多くの方に来ていただけるような、そういったことにつながればなというふうに感じています。私自身も諦めずに取り組んでまいりますので、ぜひお互いにすばらしい事業を構築できればなというふうに考えております。

以上で、今回の定例会での私の2つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和4年第4回議会定例会において、村振興計画の進捗状況について

て1点に絞ってお伺いいたします。

高齢化、未婚化、若者の村外流出に伴う定住人口の減少、就農人口の減少による耕作放棄地の増加、中心市街地の空洞化による空き家への対応など、多くの課題が山積する中で、現在どのような対応、対策を取っているのか、進捗状況をお伺いします。

特に、定住化策、農業者の就農の問題、中心地の空洞化策は、村景観の保持、環境を守るためにも早急に手だてが重要と考えます。村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員のご質問、村振興計画の進捗状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村の住民登録人口は、令和4年4月1日現在で3,072人であり、昨年の4月1日と比較すると79人の減少となっております。

内訳を見ますと、転出者数が転入者数を上回る社会減が26名、死亡者数が出生者数を上回る自然減が53名となっており、議員ご指摘のとおり、高齢化、未婚化、若者の村外転出の影響が如実に表れております。

令和2年実績の国勢調査の確定数に社会増減、自然増減を加味した推計値である現住人口は2,901人と既に3,000人を下回っていますが、住民登録人口も間もなく3,000人を割り込むことが危惧されているところであります。

若者の村外への流出が少子高齢化を生み、後継者不足、就農人口の減少の大きな要因であるとともに、遊休農地の増加、中心市街地の空洞化につながっていることは、まさに議員ご指摘のとおりであります。

利便性の高い近隣町村に住居を構えることを希望する若者が多いことは理解できないわけではありません。しかし、それ以上に本村に魅力を感じてもらうための施策が必要であると考えております。

その対応策として、村営住宅の入居に関わる収入基準の緩和や見渡地内の宅地分譲地の購入に対する補助金制度、若い定住者の定住に向けた住宅取得に関する補助金制度を制定し、移住・定住につなげる施策を展開しております。

また、現在はコロナ禍のため積極的なマッチングは控えておりますが、空き家バンクにも県内外から問合せをいただいております。

さらに、昨年におきまして、役場内の若手職員で定住促進と子育て支援に特化したプロジェクトチームを組織し、村民に寄り添った支援策を検討、提言し、各課の施策に反映させる仕組みを構築し、活動をしているところでもあります。

また、未婚化への対応であります。この課題は本村だけでは解決できませんので、県南地区9市町村で構成しているしらかわ地域定住自立圏において、出会いのイベントを年に4回から5回開催しております。そちらへの参加を促しておりますが、参加者がなく、なかなか成就できないのが現状となっております。

今年度においては、福島県の外郭団体が運営するマッチングシステムへの登録料を全額補助する取組を始めたところでもあります。

次に、就農についてであります。

私は、「地域づくりは人づくり」の観点から、村の将来を担う青少年育成、産業の担い手づくりは最優先課題と捉えております。

昨年度は、村内で農業に従事する後継者14名を訪問して、担い手の生の声を聞かせていただきました。今後も、農業の若手の担い手はもちろん、農業に関心のある女性も含めて懇談し、課題や情報を共有しながら次世代の営農戦略につなぐ施策の構築について検討していきたいと考えております。

次に、中心地の空洞化からの空き家対策であります。

入居の見込みがないまま空き家として放置され、倒壊する危険性がある家屋があることも事実でありますので、今後、防犯や景観の維持の観点からも、所有者や管理されている方と協議を重ねて検討してまいりたいと考えております。

以上で、10番、宗田雅之議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 昨今、村の未来を担う若者未来塾、私も参加させていただきました。村を思って、各地区から農業、林業、畜産と様々な方が出席していたと思いますけれども、1つ私は疑問を感じたんですよ。今、農業でも定住化でも、デジタル化、これはもう進んでいますよね。その中で、私、何で村職員が、若い村の職員がそこに参加していないのか、それとも、していても、現状出てこなかったのか、その点について村長にお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおりであります。私も残念でありました。

実を申しますと、2日前に20代、30代の職員に各自メールを流しております。しかしなが

ら、どのような個々の理由で参加できなかったのかは分かりませんが、数名の職員にとどまっております。当日、こういう訳で私は行けませんという職員も何人からも連絡はいただいておりますが、今後、やはり職員だけではなくて、やっぱり本村の若い人たちがあそこのあの会議の魅力を感じて、楽しくて、やっぱり先生がおっしゃるように、行くことによって楽しいというやっぱり雰囲気づくりも大事であるし、さらにこれから、私、この前の挨拶で、全回で6回と言いましたけれども、私、間違っていましたね。全部で12回なんですね。ですから、秋までありますから、12回の開催の中で、全て出られるということは不可能かもしれません。しかし、その場その場において、会議に出る内容が変わってきますので、それは無理なく会議に出席できるように、さらに職員も含めてこれから広報も必要であるし、お伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） こういう未来講座というのは、多様な人が集まって構成していくのが、これは村の未来にとって本当に大事なことだと思いますので、あと1つ、ああいう場所を設定したときに、出席者、要は未来塾の出席した子供たち、若者たちが、やっぱり時間厳守、これは講演に来ている支援している先生方も、ああいうのを見ていると、やっぱり力を落とす面もあるんだろうと私は思いますので、そういうのも時間厳守の問題は村長のほうからご指導していただきたいと思います。堂々と後から入って来て、挨拶もしないで座るような若者では、私はちょっと疑問を感じますので、その点指摘しておきます。

あと、中心地の、その前に、村長、中山間地の村長の考える魅力の考えを教えてください、中山間地の魅力。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 中山間地の魅力というのは、産業の振興イコール産業の振興だと私は思います。景観を、ただボランティアで草を刈ってくれ、畑を耕してくれというわけにはいきません。そこで大事なのがやっぱり農業なんですね。ですから、農業の振興を図ったり、皆さんでやっぱり美しくするためには、一定の産業の振興が大事であります。

ですから、私はいつも産業の担い手が必要だということで、若者塾も未来ジュクもそうです、力を入れています。とにかく、村の商工業も含めて、担い手がこの村に残ってもらう。残ってもらうと、そこで先代、おやじから、じい様から引き継いだものを受け継ぐというような意識が高まってこそ、本村の中山間の景観が守られると思います。町並みも同じだと思

いますよ。この後で中心地の活性化の再質問あるかと思いますが、やはり特に商店、それから家屋がなくなって倒壊寸前だというのは、皆さんも私も本当に危惧しておりますし、何とかなくてはなりません。そこにはやはり人が住まないとならないんですね、人。

ですから、中山間の本村の魅力というのは、やっぱり景観を守ることと、景観を守るためには産業の振興、産業の振興のためには担い手育成ですよ。生産年齢、ここで働いている人たちが子供と一緒に住み続けなければ、本村は本当にどんどんと議員ご指摘のように人口が半減していきます。そこに何とか手を打たないとなりません。私も議員と同じ心配をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 確かに中山間の魅力というのは、村が持っている豊かな自然、美しい景観、あと伝統文化ですよ。あと、多種多様な野菜だとか、これが中山間の私は魅力だと思うんですよ。そのためにも、今、就農人口、これはどんどん減少していますよね。それと就農者の高齢化、こういう対策を早めに打たないと、どんどん、先ほど午前中に環境公社の話も出ていましたけれども、農家がふだんどおりに農家の人口が現状維持するというのはなかなか難しいんですけれども、そういう人口を維持して、就農人口を維持して農家を守っていけば、環境も自然と守られるんですよ。そのためには、やっぱり農家支援、これは重々頭に入れておいてもらって対応していただきたい、そういう思いがあります。

あと、中心地の空洞化なんですけれども、これは村長がもろもろ心配して、今答弁していただいたんですけれども、空き家バンク、これは再利用できる家だと思うんですけれども、特に中心地、消防署の目の前、村長見ましたか。今、草や木が覆って消防署のほうまで入ってきています。ああいう問題。あとは、全然再利用できない家が相当中心地にあります。こういう家屋に対しての対応、これは早急にやらないと、これは村ばかりじゃないですよ。棚倉も中心地はもうシャッター通りです。石川もそうです。鮫川だってそういう状態になりますよ。だから、それに対する対応策、これは早急にやらなきゃならないんですけれども、村長、どうですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この件につきましては、10番議員が過去に何度も質問に登壇しておりますけれども、本村の場合には、中心地、中野または広畑地内、ご周知のとおり住んでいない空き家、当然あと道少田地内の空き地、ただいま消防署のお隣と言いましたけれども、そ

の近辺の空き家が大変目立っております。

この空き家とか空き地は、当然所有者がいらっしゃいますので、今後また、今年も倒壊寸前の家屋の持ち主の方が村においでになって、今後どのようにするかという打合せをするわけでしたが、コロナ禍の中で来られないという状況に追いやられましたけれども、今後、地主ときっちり話をしながら、所有者等のご理解がないとその先に進めません。ただ、村とすれば、建ったままご寄附をいただいても、解体に多額の金額がかかりますので、そのところをきちんと家主さんと交渉しながらも、解体はしていただきながら、その後の土地をお譲りいただくという方向に変えない限りは、大変な高額で空き地を購入するということとなりますので、その辺考慮しながら。

あともう一つは、中心地活性化のそういった空き家対策の基本計画をつくらなくてはならないと思います。それをつくることによって国県の有利な助成金も該当するという、係もそのような情報を得ておりますから、そういった学識者も交えて、村の中心地の活性化。あとは、公共施設の10年、20年先の改修、解体、そしてまた改築、これも併せて検討していきたいと思います。

また、そのような大事な長期的な計画の折には、議員の皆さんにも議員全員協議会、さらには説明をさせていただいて、長期的な計画をしたいと。しかしながら、単発的なここ5年、10年の中でできることは、逐次計画を持ちながら、その都度予算化もしなくてはなりませんので、議員の皆さんにはご相談申し上げて、ご承認を得た上で事業執行に当たってまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは、空き家が全国的に増える中で、国は特措法というのを設立したと思いますけれども、これはあくまでも、村長、今、国の有利な補助という話を出しましたけれども、これは特措法上で、空き家条例とかそういうをつくらないと、その条例の中で計画書をつくらないと、要は補助金、そういうのに手をつけられないんですよ。もらえないんですよ、基本的に。だから、そういう条例、計画、あとはそういう組織ですか、そういうをつくらないとできないから、そういうをつくるお考えがあるんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま、先ほど答弁したとおりであります。

そのような基本計画を策定しないと、補助金の該当にならないという仕掛けになっており

ます。そういう制度になっておりますから、それは当然やらなくてはならないということで、昨年度から今年にかけて計画を係と相談しているところであります。それはやっぱりやらなくてはなりませんから、ただ、どのくらいの費用がかかって、策定にはどのくらいの、専門、はっきり言うとコンサルタントですか、そういった方々にお支払いする金額は決して安くありませんので、ですから、そういった地方創生の有利な補助金該当を利用して再生を図っていかなくてはなりません。そういった考えは昨年度から持っておりました。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと、特措法の中で、困った空き家ですね、問題になるのは。今言った所有者が見つからないとか全然要望しても動かないとか、そういう空き家に対しての法律というのもあるんですよね。結局、特措法の中で、一番先に指導、助言、そして勧告して、命令して、代執行、そこまでのやっぱりある程度の条例的なものをまずはつくって、それから動いてください。それをやらないとなかなか動かないと思います。

そしてあと、所有者が全然確認取れなきゃ、略式代執行というのもございますので、できるだけそういうところを勉強していただいて、これはますます、今、村外に出ている団塊の世代がかなり多くいます。そういう方は恐らく戻ってこないと思いますよ。戻れないと思います。その団塊の世代の子供たちが全然これまた村に戻らないですから、町で育った子供らは村に関心がないと思いますよ。だから、そういう中で、どんどん空き家は増える、これは見越しておかなきゃならないんですよ。だから、そういう取決めというのはきちんとやっておかないと、今後本当に、今、中山間地の魅力、美しい景観、これが損なわれる、そういう状態になりますので、ぜひともそういう計画を実行していただいて、やっていただきたいと思いますよ。

本当に、先ほど中心地の空洞化、あとは就農の問題、様々な問題が、これは定住化、人が少なくなることによって起こる問題なんですよ。だから、できるだけ定住化策に力を入れていただいて、併せて空洞化、就農の問題をお願いいたしまして、今回の質問とします。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時35分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

◎報告第3号～報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第4号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第3号から報告第4号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業は2ページ、3ページの一覧表のとおりであります。

最初に一般会計であります。

2ページをご覧ください。

さきの議会で議決をいただきました9事業7,370万6,000円のうち、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路舗装補修事業2,831万6,000円など9事業6,117万4,000円を令和4年度に繰り越したものであります。

3ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計におきまして、1款総務費、1項総務管理費、地方公営企業法適用固定資産台帳整備事業620万円を令和4年度に繰り越したものであります。

令和4年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期してまいりたいと思います。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

報告第4号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状態について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和3事業年度の事業報告及び決算報告書並びに令和4事業年度の事業計画につきまして

は、議案書 5 ページから12ページに記載のとおりであります。

以上で、報告第 3 号から報告第 4 号、2 件の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 3 号から報告第 4 号までの報告を終わります。

◎議案第 39 号～議案第 40 号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第 7、議案第 39 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例から日程第 8、議案第 40 号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの 2 議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第 39 号及び議案第 40 号の 2 議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第 39 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 13 ページをお開き願います。

本件は、鮫川村奨学基金に対しご寄附がありましたので、寄附金の額のほか、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第 39 号の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案書の 14 ページをお開き願います。

議案第 40 号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

令和 4 年度の国民健康保険事業の所要額が確定したために、国民健康保険税の案分率などを定める条例の一部を改正するものであります。

お手元の議案要旨の最後のページ、国保税関係資料を併せてご覧ください。

令和 4 年度の国民健康保険税案分率の決定に当たりましては、被保険者 1 人当たり税負担

を抑えるために、県の標準保険料率ではなく独自の保険料率を採用し、保険事業費支払準備基金から560万5,000円を繰り入れることといたしました。

この結果、医療給付費分で、均等割につきましては1,100円の引上げ、平等割が100円の引下げ、所得割も0.45%引下げとなり、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たりの負担額で3,883円の減額、1人当たりの負担額では869円の減額となります。

後期高齢者支援金分では、均等割で800円の引上げ、平等割で200円の引上げとなりますが、所得割が0.08%の引下げとなり、一般世帯で1世帯当たりでは64円の減額、1人当たりの負担額では479円の増額となります。

介護納付金分では、均等割で3,100円の引上げ、平等割では1,400円の引上げとなりますが、所得率が0.17%の引下げとなり、一般世帯で1世帯当たりの負担額が545円の増額、1人当たりの負担額では344円がそれぞれ増額となります。

これらの条例改正案につきましては、5月31日に開催しました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、同日付でこの条例改正案は適当である旨の答申を得ているところであります。

以上でご説明を終わらせていただきます。

◎議案第41号～議案第47号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第15、議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第41号から議案第47号までの7件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計の補正予算につきましては、政府のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に要する経費などを計上いたしました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計のほか5会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費の内訳等につきましては、議案書及び令和4年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページから19ページ、令和4年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開きください。

補正前の予算総額28億9,300万円に対し、今回4,347万3,000円を増額し、補正後の予算総額を29億3,647万3,000円とするものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金781万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費国庫補助金を受け入れるものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金461万6,000円の増額につきましては、令和3年度事業分子育て世帯臨時特別給付事業費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付事業費国庫補助金を受け入れるものでございます。

同じく4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金249万2,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の配分額の減額に伴うものであります。

3ページをご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金の増額につきましては、棚倉町の藤田圭希様からの寄附金を受け入れるものであります。

18款繰入金、2項基金繰入金、総額2,593万円の増額につきましては、それぞれの事業に充当するため、各基金から所要の金額を繰り入れるものであります。

4ページをお開き願います。

21款村債、1項村債、総額90万円の増額につきましては、各事業の事業費の変更などに伴

い増額を行うものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、各款に計上されております2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係る各補正につきましては、主に今年度の職員の定期人事異動に伴う補正となっておりますので、以降、説明は割愛させていただきます。

事項別明細書5ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料92万1,000円のうち62万1,000円の増額及び14節工事請負費500万円の増額につきましては、旧青生野小学校物置解体に要する経費であります。

6ページをお開き願います。

同じく9目臨時特別給付金給付事業費、18節負担金、補助及び交付金300万円の増額につきましては、新たに住民税非課税となりました世帯に対しまして、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付するものであります。

同じく2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、7節報償費203万円の減額につきましては、納期前納付報奨金制度を廃止したため、減額するものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、8目子育て世帯生活支援特別給付事業費、18節負担金、補助及び交付金235万円の増額につきましては、低所得の子育て世帯に対しまして、1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものであります。

9ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金261万2,000円の増額につきましては、電子カルテシステム導入のため、さめがわ歯科医院運営費補助金を増額するものであります。

11ページをお開き願います。

7款商工費、1項商工費、4目鹿角平観光牧場費、14節工事請負費等845万2,000円の増額につきましては、鹿角平観光牧場内の排水路整備事業費の変更に伴う増額であります。

12ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、12節委託料780万円の減額及び14節工事請負費780万円の増額につきましては、村道2路線の舗装補修工事を追加して実施するため、予算を組み替えるものであります。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第42号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページ、令和4年度特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億2,053万7,000円に対し、今回138万3,000円を増額し、補正後の予算総額を4億2,192万円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税454万2,000円の減額につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付額の確定に伴い、被保険者数、世帯数、基準所得金額から算定した結果によるものであります。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目事業費支払準備基金繰入金560万5,000円を増額につきましては、当該基金から本特別会計に繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の22ページをご覧願います。

3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付分及び2項後期高齢者支援金等分の減額、3項介護納付金分の増額につきましては、納付額の確定によるものであります。

次に、議案第43号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、事項別明細書の24ページをお開き願います。

予算総額の増減はございません。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、総額222万5,000円の減額につきましては、4月1日付での職員の任用形態の変更に伴うものであります。

次に、議案第44号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページ、事項別明細書の28ページをお開き願います。

予算総額の増減はございません。

歳入についてご説明申し上げます。

7款村債、1項村債につきましては、借り入れる地方債の変更に伴うものであります。

次に、議案第45号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、事項別明細書の30ページをお開き願います。

補正前の予算総額4,426万6,000円に対し、今回90万6,000円を増額し、補正後の予算総額を4,517万2,000円とするものであります。

事項別明細書の31ページをお開き願います。

歳出、1款施設費、1項施設管理費、1目施設管理費90万6,000円を増額につきましては、浮遊物除去装置などを修繕するため、増額するものであります。

なお、その充当財源につきましては、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第46号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページ、事項別明細書の32ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億7,853万8,000円に対し、今回44万円を増額し、補正後の予算総額を4億7,897万8,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の33ページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費44万円の増額につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務に要する経費であります。

なお、その財源につきましては、国庫補助金及び一般会計からの繰入金を充当するものであります。

次に、議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、事項別明細書の34ページをお開き願います。

補正前の予算総額9,062万4,000円に対し、今回330万1,000円を増額し、補正後の予算総額を9,392万5,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の35ページをお開きください。

表の中ほどではありますが、3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節工事請負費65万3,000円を増額につきましては、調理室回転釜下床修繕工事に要する経

費であります。

また、17節備品購入費66万円の増額につきましては、使用不能となった冷凍冷蔵庫購入費を補正するものであります。

2款給食費、1項給食費、1目給食費187万9,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による給食食材費等の高騰に伴い増額するものであります。

なお、その財源につきましては、古殿町負担金及び一般会計からの繰入金を充当するものであります。

以上で、議案第41号から議案第47号までの説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第16、議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更につきましてご説明を申し上げます。

議案書の33、34ページをお開き願います。

このたび、計画を変更しようとする鮫川村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする計画を策定しておりますが、小学生の通学路であります村道道少田線におきまして路側帯の500メートルにカラー舗装事業を実施するに当たり、その予算の財源として過疎債を活用するために当該事業を追加する計画変更が必要となったことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第48号の提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第49号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の35、36ページをお開き願います。

このたび、計画を変更しようとする青生野辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする総合整備計画を策定しておりますが、事業費を変更する計画変更が必要となったために、同法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

総合整備計画の変更内容につきましては、鹿角平観光牧場排水路整備工事におきまして、工種を追加して施工する必要があることから、事業費を増額するものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（星 一彌君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することと決定しました。なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は常任委員会で議案調査を行います。

10日は午前10時から本会議を開きます。

本日、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時17分）

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月10日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第40号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第42号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第43号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第44号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第45号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第46号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
会計兼 管理者 出納室長	鈴木千鶴子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申し出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第39号～議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第40号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 1番、関根です。

議案第41号の令和4年度の一般会計の補正予算について質疑をしたいと思います。

それで、農林水産関係の商工費の中で、今回、鹿角平の排水工事が追加で800万ほど計上されておりますが、前に鹿角平観光牧場総合整備計画基本計画というのが令和4年1月にコンサルを入れて、こういった立派な報告書が出ていると思うんですね。

今回、商工関係で約8,900万、補正を入れて1億ほどの事業費になるんですけども、この水路を新設するときに、査定の段階でこういった報告書が立派なやつがあって、オートキャンプ場の中にやっぱり排水が悪いというのが記入されてありまして、それで、排水対策をやりなさいというような提言があるんですね、中に。そういったものを網羅しないで査定して、この水路の工事を当初予算査定の段階で、計画の段階で見てしまったのかどうか、こう

いったものせつかくあるんですから、やはり担当者も、担当課も、きちんとこういうものをお金をかけてつくっているわけですから、年次計画でこういった整備をしていきますよという形になっていると思うんですが、そういうのはやっぱり最大限利用して、こういった追加工事が出ないような、やっぱり体制が必要だと思うんですが、村長その辺答弁をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の質疑でありますけれども、ご指摘のとおり、昨年度は鹿角平の総合計画の中での計画を策定させていただきました。その中でも、用水路はご承知のとおり、豪雨のときに水が飲めないということと、敷地そのものの排水が取れていないということは前々から指摘をされていて、改善の必要性を講じてきたわけでありまして。

今回、水路工事を計画をして、さらに今回、補正予算でカルバート、暗渠排水、それから、敷鉄板、こちらの補正ということで800万の金額が補正で上げられてきましたけれども、正直言って、私も査定の段階で、なぜ当初から盛り込んだ計画できなかったのかということとは、係にも調べたところであるし、また、注意をいたしました。必要なところは当初からきちんと計画をもって設計をして、積算をして、計画に載せるべきであるということで、議案調査で各議員のほうからも数々のご指摘はいただいたことは報告を受けております。

基本的な計画を基に計画性を持った、そして、その中には、財源はどうなんだと、その財源をきちんと明確にしながらい進まないとならないということもあって、今後、ご指摘のとおり、当初から計画性を持ったものであって、そのような入札を経て取り組むべきではないかというご指摘は全くそのとおりでございますので、私としても、査定の段階でも指定はしても、計画性を持ってやれるような査定の目を持ちたいなと思って、今、反省をしているところでございます。

さらに、今回の11号ですか、返済の計画の変更を経て、この水路の件も盛り込んで有利な返済の起債を起こしたいという、今回上程案でございますので、総工費の中の2割は自己負担と、それから、8割は交付税措置があるということで、鹿角平を総合的に整備していくにはかなりのお金がかかりますね、今後。計画的にまた今回、水路を上程させていただきましたけれども、そういった計画的に進めていかななくてはならないし、また、財源を確保していかななくてはならないという観点から、今回もご指摘のとおり、密な計画をすべきだということでありまして、今後、またご指摘を踏まえて、観光開発、または、観光資源の有効活

用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

昨日、今回提案された補正予算の議案調査をさせていただきました。この中で何点か質問をさせていただきます。

まず1点ですが、先ほど1番、関根議員からも質問あった鹿角平牧場の排水路工事、ボックスカルバート設置工、それから、暗渠排水工などの工事の追加です。1番の議員がおっしゃったとおり、私も疑念をちょっと持ったものです。現場を確認したところ、排水が悪いと確認したので追加するんだよということですが、設計は経費節減のために職員が行った、大変そういう考えは私は大切だとは思いますが、そこはそれとして、この大きな多額の金額を追加発注する、同じ業者に追加変更工事をやらせるというような話というのちょっと驚きなんです。やはり追加といたら、現場の状況で変わることは私も分かりますけれども、現場の状況が変わっていること、それから、緊急性があったときには当然、追加発注もして、立派な工事を仕上げるというのは当然であります。

だけれども、何か今回は計画にあったのにもかかわらず、何でこんな大きな予算を補正までしてやらざるを得ないのかなと疑問に思ったわけです。やはり今回のやり方というのは、例えば、通常の工事発注も同じで、当初設計で小さく見積もって請負させておいて、変更で同じ業者に追加追加でやること可能な話になっちゃうんですよ。ですから、ここは慎重にならざるを得ない。これは、もう一度、あらゆる工事請負にも影響することです。当初設計、それから計画、それから追加すべき工事の流れ、これはやはり見直しと改定はきちんとやるべきであります。先ほど村長が答弁されましたが、もう一度これもお伺いします。

次に、2点目です。

4款の411、18負担金、補助及び交付金、歯科診療所運営費補助金261万2,000円の電子カルテシステムを導入するための100%補助金であります。本村にとっても大切な歯科診療所でもあります。経営上の支援も本当に必要だと私も感じております。しかし、電子カルテシステムは、経営者が基本的に改善を図るものであります。これに至った経過を再度、説明いただきたいと思います、2点目にね。

3点目、やはり本村では、公設公営とか民設民営、公設民営、指定管理者委託などの経営手法による委託をたくさん行っております。あらゆるものに及んでおります。性質上、経営

に伴う収入をもって充てることが適当でない経費とか、能率的な経営を行っても、その経営に伴って収入だけで充てることが困難ということが認められる経緯についても、本村の今までの現状を考えれば、公的支援を行うことも私はやむを得ないなと考えてもいます。

しかし、公的支援を行う場合でも、支援を漫然と継続すること、それから、支援の規模が安易に拡大すること、これはやはり特に重要なんだと思いますよね。私は今般の議会、環境公社の関係についても、一般質問でもただしております。公的支援の上限とか期限、支援を打ち切る要件等についても、事前にやはりきちんと取り決めておく必要があるんだと思います。経営や事業の公共性とか公益性、それから、法人の形態、損得の前提となる条件等を踏まえた検討、これをしっかりと行うことも必要だと思います。支援基準を明確に定めたことが何かないようなちょっと感じがします。

場当たりだけシーンとか、対応やはり避けるべきだと思うんですよね。これほとんど鮫川の場合、やられてもシーンとなると経営も成り立たないとは思いますが、そういうことが続けられております。これらを定めるその基準ね、これを明確に定めてほしいんです。何か場当たり、村長が、例えば、経営者と話した結果、こういうのも私は支援してほしいと言ったとき、ほい来たとなって、職員に指示して、それを探し出せるということも必要なだろうけれども、安易に場当たりの、相談を受けたときに受け答えするような話になってはいけんと、やはりそれ以外の村民、議員にもそうですが、きちんと説明できる、そうした基準を明確にする必要があるんだと思います。それを3点目にお伺いしたい。

最後になりますけれども、いろんな公的支援を行っている経営者とか団体がありますけれども、やはり村が財政支援をしている場合は、その決算時期になれば、大きい、収支決算をきちんと私ども議員にも決算書を見せてください。どういう経営状況ですかという話を求められる場合に、きちんと議員に公表する、こういうことをやはり習慣づけてほしいんです。

これはやはり毎年、大切な財政を支援しているわけです。私たちも許可もしているわけですよ。そういう場合、何も分からないで、議員自身が分からないで次のシーン、次のシーンって話にはやはりならないんですね。絶対この鮫川の場合は、この利用者とか経営上、厳しいんです。全てのものが厳しいです。だからこそ、皆さんに大切な経営をやってほしい、信用してやりたいと思っているわけですから、議員にその年に1回の決算書くらいは、私たちが求めなくてもきちんと公表することをやはりやるべきなんです。こういう習慣づけも含めて、やはりその財政の支援の在り方、これをきちんとやっていただきたい、これらの改善を

求めたいと思います。

この4点について村長からの話を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の質疑でございますが、1点目の鹿角平の水路の件でございますが、なぜこれだけの巨額といたしますか、大型の補正を計画的にできなかったのかということでございますが、1番、関根浩治議員にお答えしたような内容でございますが、やはり計画の段階で、排水が悪い、向こう方に渡る必要があるということは、当然、調べればできることであります。

水路の蓋の鉄板が流されてしまうと、私もあそこは商工会の役員をしながら、第1回目のうまいもの祭りからずっと携わっておりましたし、まして、また、あそこで数々のイベントを開催してまいりましたが、私は青年会議所であそこで500人くらいの子供たちを集めてキャンプをしたことがあります。夜中に大変な豪雨がありまして、テントがほぼ冠水したという大変な危機的な災害を受けて、主催者として夜中に青生野の集会所に全員移動したという、大変な経験を持っております。集中豪雨の恐ろしさといたしますか、水路の改修だけで今回計画をしてしまったと。

さらには、現場の鹿角平観光センターですか、現地の観光センターの職員、現場を管理する管理者ですが、そこと話をして、現場の着工を準備をしている中でこういった排水の問題、あと、渡らなくてはならないということが出てきたということでの追加の補正ということがあります。確かに、計画性を持って当初から皆さんのご承認いただいた中で、計画的に施工、計画ができればよかったですのですが、その点も深くまた反省をしているところでございます。

2点目の鮫川歯科診療所の電子カルテの導入ということで、まず、その経過ということの説明をということであります。

鮫川歯科診療所につきましては、私が村長に就任しまして、8月末に就任して9月の定例議会で、こういう財産の貸付けの平米当たりの単価が変わりました。平米単価の貸付賃貸料が変わりました。歯科診療所の先生に、そのまま事務方の方が平米幾らになりますよということで、値上げのお知らせをしたところから始まりました。公設民営で、無償であそこの歯科診療所に着任したはずですけども、平成16年に三位一体の改革で、家賃といたしますか、賃貸料を取ったらいいではないかと議会で指摘されたということで、平米当たりの単価の免除はして、半額の金額を長年、歯科診療所から頂いてきたと、先生はそのこと時点からも約

東が違うと、大変ご不満であったそうでありますが、令和31年の9月の定例議会後にその値上げの話をしたときに、小松先生のほうから私はここにいるつもりはありませんと、約束が違うと、さらに値上げをすると、さらには、今までお医者さんの椅子ですか、高額な椅子も古くなってきたので、自分で中古を見つけてきて設置しているんですよということで、大変なご立腹でありました。

そこから始まりまして、歯科診療所を先生がおいでにならなくなるというのは大変なことだと、その翌年の年度末ですか、先生のほうでもこの村から撤退したいと、法人経営をされていまして、この村の歯科診療は経営もおぼつかない、そして、また、辞めたいという話がありました。その話を受けて、議会からも、村民の方からも要望書、ぜひとどまっていたきたいという運動が起こりまして、先生のほうでもその意向を受けて、さらにその後で議会の承認をいただきまして、経営が大変であるということで年間300万の運営費を支出するということになりました。

その時点で、先生のほうからも、レセプトというそうではありますが、電子カルテが非常に使えなくなっているということで、更新したいという話がありまして、公設民営で、設備を充実させるのは公の仕事であるなど、私もそのとき判断をいたしました、できるのであればリースや何かできないものかと、そして、また、運営費範囲の内できないものかということも担当課長のほうから何度も交渉をさせていただきましたが、今回、先生が、例えば、あの診療所を後にするといった場合に、先生の所有物であれば、そのままレセプトを持ち帰らなくてはならないということが起きます。であれば、どなたがその後、例えば、小松先生があそこの診療所を後にした場合にでも、その機械を置いて、当然のことながら備品ですから、置いていくということも考えて、今回の補正予算に上程をさせていただいたということでもあります。

医療機関は全てこういった電子カルテの中で運営をされておりますし、あと一つ、先生のほうでは、経過の中でご説明をしたいのは、人口がここまで減ってくる中で非常に経営がおぼつかないそうでもあります。5月末で決算だそうではありますが、その決算内容も、決算書をお見せいただきたいと、年間300万の経営支援金を出しているわけでもありますから、その決算書を報告をお願いしたいというのは課長のほうから申しておりますが、そういったそのおぼつかない内容は一体どうなのかということも含めて、今回、電子カルテを入れて経営支援をしていくわけですから、一番最後の点で、まず、支援している団体、それから、そういった公設民営の結び、すまいるも含めて、決算書を提示するべきだべというご提案でありま

すが、全くそのとおりだと思います。

村が支援をしている公設民営の各施設、各機関、店舗を併せて、決算書を皆さん提示しながら、今後、また、そういったマニュアルづくりと申しますか、改善していきたいと思えますし、歯科診療所の件につきましては、先生も長くずっとここで経営されていくというところは非常に心配をされているようでありますし、あと、印象的なのは、直診診療をすべきだという意見もいただいておりますが、診療所のように直診でやるべきではないですかという話もいただいております。私は、はっきり言いました。公設民営で、当初からあそこの建物を無償でお貸しするという約束で始まっているものに対しての直診をやるつもりはございません。

直診で先生を職員として雇って、また、今いる看護師さんを職員として雇うのには、年間、今300万というお金でこの支援をしておりますが、直診になったら幾らぐらいのお金がかかるのか試算はしておりませんが、大変な金額が投じられると思いますので、ですから、経営努力をしていただいて、そして、公設民営で、こういった機材は村が用意しても、その経営努力で経営をしていただくというところに切り替えていただきたいということは小松先生には伝えております。

最後になりますが、そういったその支援団体の決算書、それから、財務諸表を併せて公開していくべきであるというのは、全くご指摘のとおりであります。決算審査の中でも今まで求められておりますが、そういった内容を含めて、今後、また、支援をしている、すまいる、それから、結び、歯科診療所も併せて、あと、指定管理を出している各法人がございますし、手まめ館もあります。そういった数字をきちんと皆様に公開して、説明をしながら、限りある財源、やっぱり有効に今後使っていかななくてはなりません。

そして、また、出るものも入るものも調整できないとなりませんから、ふるさと納税、昨日、新聞出ておりました、本村600万台まで、約倍にまで到達しておりますが、今、何とか新年度1,000万にしたいなと思って係と目標を掲げておりますし、さらには、いつも言うように、本村の借りている土地、こういったものの交渉を交わしていただくように、今月20日にも大きな金額をお借りしている地主さんのところに足を運んで、交渉を諦めずに行きたいと考えておりますし、議員の皆様にはそのたびこういったご指摘、議会でも、また、全員協議会でもお諮りいたしますから、厳しいやっぱり角度からのご意見をいただくようお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、私の質問に対してお答えをいただきました。

当然、鹿角平も、あそこも村の観光施設でありますし、経営学もされている、いろんなこれから修繕等を進めなきゃならないし、やはり大変な、莫大なお金が投資せざるを得ない。そうした中でやはり計画的に、財源が豊かであれば、その場で思い切って一気にやっちゃえば済むことなんですけれども、そうはいかない。やはり計画性、年度別計画をもってきちんとした投資をやって、鮫川を訪れる人たちに喜んでもらえるような設備に変えていくということは、絶対必要だと思います。

ただ、今回みたいに、ある程度の計画性というか見通しがあった中で、これだけの多額の金額を変更するというやはりやめてほしいんです。最初100万であったものが、1,000万になる話と同じなんです。それも同じ業者を継続して発注していくという話は、あり得ない話ですよ。これはやはり改善していただきたい。

それから、歯科診療所、大切な医療機関であります。私もやはりここはきちんと村が支援しながらやっていかなきゃならないということでもありますけれども、やはりやっていただくためのきちんと細部の取決めが何かいまいちゃあやふや、公設民営と言いながらも、どこまでが公的に設備を整えて民営をやらせるのかという部分では、何か明確じゃない、そこをお互い、相手もあることなのですが、やはり明確にすべきだと、やはりその全てやっていること、経営者のことだから中身に立ち入らないで、全て村が面倒見ますよということはありませんよ。

例えば、商工会が運営しているすまいるもそうです。人件費、相当な補助金を毎年やっています。これも人件費相当分も含めて、かなりの補助金を出しています。やはりすまいるも経営上も大変だし、村の支援も必要だし、私はいいと思いますけれども、もう少し経営内容をどうなっているのかというのはやはり見ないと、私たちは漫然とその毎年毎年、運営する人件費は村が持っているよ、何か村の職員を雇用しているような話になりますから、そういうことも含めて、やはり経営のきちんと議会と、それから、村民にある程度の公開をすべきだと。

あとは、結びもそうです。やはりあそこも公設民営ですので、今、一生懸命経営されているんですが、内部の、例えば、あそこでラーメン1杯の茶碗壊れたから、私たちは経営するだけだから、茶碗1杯分の壊れた分を村に補助してくださいと、直してくださいよという話も出かねない、大きなこと言えばね。そういうことはあってはならない。

だから、もう少し細部に定めて、お互いに納得したような経営の仕方、公設公営、公設民営、民設民営、鮫川は支援しないとなかなか経営できません。利用者が少ない、人口が少ない中で、頑張れと言ったって無理な話だと私は思います。これから村が環境公社を設立してやっていく部分では、全く同じなんです。多分、公的支援を外してやれと言ったって無理な話です。

こういうことを考えると、やはりもう少し具体的に、村が助成支援する、適用する支援をきちんともっと細かく見直してほしいと思います。村には産業団体、補助金とか、交付要綱とかありますけれども、それに全て適合するものじゃないんです。もう少し具体的に細かく定めて、やはり誰もが説明を聞いて納得できる、そういうものに見直してほしいんです。そうして、やはりこれからもいろんな支援というのは当然、村はやらなきゃならない、鮫川の場合、当然です。やらないとみんな潰れてしまいますし、経営も成り立たない、せめて、経営上とんとんになるくらいの努力は経営者にもしてもらいたいと思いますけれども、なかなかそれも厳しい。

そうした中で、だからこそ村が支援するんだったら、もう少しの内部、細部についてきちんと取決めをお互いに納得する上で取決めをして、いい経営を目指してほしいと私は思うんです。もう一度、村長に答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 支援金、また、助成金、指定管理もそうですけれども、やっぱり大事な村民、また、国からの交付されたお金の一部、血税でありますから、ただいまご指摘のあったように、ある一定の基準、また、公開して分かりやすい約束事、これは定めるべきであると、今、考えております。

さらに、環境公社もこれから短い期間で設立しなくてはなりません。収益事業も得ない限りはただの補助金の増額というわけにはいきませんので、これは慎重にやっぱり考えていきながら、一般的な私たちの村の民間の会社の経営をするぐらいの厳しさの中でやらないと、経営はおぼつかないと思いますし、支援金、それから、指定管理費が生かされて使えるように、これからまた制度の見直し、また、細部にも、職員にとってもこういった見直しをすることによって、公のお金の使い方のスキルアップ、これにつながると思いますから、新年度以降これを機にそういった基準も含めて検討して、制定をしていきたい。

さらには、議員、また、議員各位、村民にも分かりやすいように、工期の流れ、それにつきましても、公開していけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今、同僚議員2者から質疑がありましたとおり、私も鹿角平の工事に対する補正について質疑をしてみたいと思います。

昨日の議案調査で、今、各議員から議案調査の経過等についても報告、また、職員から村長も報告を受けておられたということでございます。そういった中で、当初予算でもって村長から提案されたものを我々3月14日に議決しておりますね。それに対する補正、誠に倍近いまた補正ということで、なぜ当初にそのような予算を組めなかったと、こう私、疑義を生じたわけでありまして、それで、昨日も担当課長、職員等にただしたんですが、我々が理解できるような返答がないということでありまして、本当に残念だったなというふうに、私もゆうべも一晩考えて、どうしても納得できないなということで質疑をするわけでありまして。

職員の説明では、当初予算に対する事業計画は、事業費の削減から正式な設計業務を委託せず、現地を土木業者に確認させ、見積書の提出を求め、それに基づき係長というふうな答えでした、係長が単価基準価格に基づき積算し、予算計上したというような説明であります。

それらの設計図、設計図の中には、断面図がありますね、断面図の中には縦断、横断、そういうものがあるはずでありまして、そのほかに設計書、これは必ず必要であります、数字の入ったものですね。そういうものも当然これは業者に入札執行させる場合、これは備えておかなければならないし、業者に提示しなくちゃならない、それらのものはもう既にこれ入札執行されておりますので、我々議員にも提示することは可能でありますね。これから入札するものに対しては求めませんが、もう既に3月14日に我々議決して、それから、3か月近くたって、その工事をやって初めて不足が生じたから補正を組むんだというような話分かりますけれども、まだ全然手がけていないと、なぜそのような状況を今になって分かったのかと、それをただしたところ、見積段階で降雪のため雪があつて現場状況が把握できなかった、そういうような説明でありましたね。

それで、先ほど村長が職員に注意を与えたというようなお話でありましたが、職員に注意を与えたのは最近の話でしょう。決裁しているのは村長なんですよね。決裁時に慎重に書類と精査して、自分が手がけなくても、最高責任者でしょう、そして、村長さっき言ったように、貴重な血税、それを、そして、最小限度で最大の効果を上げるべき工事、そんなことは

常に村長が申し述べていること、それを承知でありながら、今になって八百数十万の補正、たった1,300万ですよ、3か月前に我々議決しているのは、合計2,200万の。

それで、その補正もですけれども、補正は定かでない、これも正式な設計書とか、設計図とか、そういう積算基準になるものの書類をちゃんと作成されているのかどうかね。これはちょっと疑問を生じているところで、村長に明らかにしてもらいたいというふうに思っているわけで、そこで、一つとして、村長は当初予算の整備工事の内容を十分検討、把握、理解し決裁されてきたのか、そして、提案されたのかということを改めてお聞きしたいと思います。

それと、2つ目に、事前に見積書を業者にさせたと聞いておりますが、何社に依頼したのか。

それから、3つ目、指名業者は何社で、その中に見積りした業者は含まれていないと思うがどうなのか。

それから、4点目、入札状況、落札業者名、請負金額、工期はどうなっているのか。

それから、5つ目、工事着工前に請負させた工事、施工内容での機能が果せないと判断したのは誰が判断したのか。

それから、6つ目、今回、約倍近い追加補正で合計2,200万となる公式な測量設計図もなく未完成に至った場合の責任、対処はどうか。

7点目、今回の800万円の補正、それを保留をして、それで、再度検討して、提案すべきと思うがいかがか。

その点について、これ質疑3回で制限されておりますので、答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） それでは、何点もご質疑をいただきましたが、まず、決裁の段階で当初の計画どおり、決裁した段階で工事の内容を把握していたのかということですが、鹿角平の計画、昨年度策定した今後の整備計画の中で、この用水路の不具合を解消しなくてはならないというのは承知をしておりました。水路の幅とか、長さ、さらには、どのような施工であるのかというのは把握をした上で決裁をしております。

今回の800万以上の補正を組まなくてはならないというところで、今、係のほうから議案調査で説明はさせていただきましたが、その後、先ほども答弁しましたとおり、現地を管理する有限会社、さらには、着工の落札業者等での現場確認の上で、このような追加をせざる

を得ない状況が現場から出てきたということでの決裁は、当然私も致しました。一番、当初言ったように、やっぱりこれだけの金額を当初からなぜ織り込まなかったのかというのは、職員の責任ではありません。私が決裁したところでありますので、必要性に駆られて追加補正の上程を判断したわけであります。

それと、見積り何社でやったのか、あと、指名業者が何社だったのか、それから、工期の関係もありますし、あと、落札率ですか、予定価格の関係、これにつきましては、農林商工課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、昨年度、予算編成時に予算を計上する上で、参考見積りということで見積りをいただいた業者は1社です。

それで、入札に当たって指名いたしましたのは、村内の建設業者5社で、入札に参加したのもその5社でございます。その中に昨年度、参考見積りを頂いた業者は含まれております。

それから、予定価格が消費税込みで1,347万1,700円に對しまして、落札額が1,298万円でございます。工期が9月30日までとなっております。

私からは以上になります。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） それと、2点について答弁をいたしておりませんでした。

1点目は、設計のこの800万円の設計の積算書と図面等あるのかということでありまして、これは当然、800万の内訳は、暗渠排水溝430万円、320メートル、仮設工の敷鉄板192メートルで350万、これどちらも諸経費が入った金額であります。直工だけではございません、諸経費が入った金額。それから、ボックスカルバートが幅が3メートルで3か所で120万円ということでありまして、この積算内訳は当然、積み重ねておりますし、この設計書はあるということになります。

最後になりますが、この上程議案を取り下げて修正する気があるのか否かというご質問であります、今回、10月に今年のうまいもの祭り、どのように開催されるかどうかこれから三者協議であります。工期が9月30日となっておりますので、開催されるとなればここまでに、夏の豪雨も考えられるかもしれませんが、工事を完了させたいということでありまして、今回、取り下げることなく上程をさせていただいて、皆様のご判断をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 先ほどの質問の中で、歯科診療所の電子カルテシステムの補助金これ村が一応システムを整備すると、使うのは歯科診療所ということになると、これ補助金じゃなくて、村の所有であれば科目が違うんじゃないですか。この辺はどういう判断したらよろしいか、ちょっともう一度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 歯科診療所の運営補助金とこうなっております。確かに備品ですから、運営するためのお金ではないと思います、備品ですね。それとまた、あそこの施設もレントゲンも古くなっているという話も聞いておりますが、これもまた高価なものであるという話は聞いておりますが、備品になるかと思います。先生が、先ほども言ったように、あそこの経営をされないということになれば、そのシステムそのものはやっぱり村の所有物ということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 最後の質問になります。

北條議員。

○6番（北條利雄君） 質問します。やはりこれ村の所有物であれば、補助金じゃないんじゃないですか。村の所有ですよ。村の備品ですよ。村のものを貸与させて運用させる、そうすれば提案する科目が違うわけですよ。であるならば、今回きちんと直すべきです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） それでは、科目の変更ということもありますから、課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長です。

電子カルテのほうを導入するというようなことで、今回、補正のほうを上げさせていただいておりますが、村の備品という形ではなくて、あくまでも補助金ということで、歯科医師の要望している機種を入れたいというふうに考えて、今回、補助金という形を取っております。ただし、村でそのまま補助金で出してしまうと、当然、もの自体が先生のほうのものということになってしまいますので、その部分につきましては、先生のものではなくて、あく

までも村に帰属しますよというようなことでの導入をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほど私、再質疑しようと思ったら別の方が質疑に入りましたので、続けてやりたいと思っていたんですけども、それで、村長、先ほど答弁されました、うまいもの祭りの対応等もあるので、できればやりたいというような、このまま見直ししないで予算を通したいというような話であります。

それで、先ほど私、質疑したように、この2,200万の工事を完了して、それで、先ほど申し上げましたように、完全な設計図、設計書に基づいた施工ではないはずですよ。きちんとした土量計算とか、それから、勾配の見極めとか、それから、降雨量の算出とか、全然ないですね。あそこは昔、阿武隈開発で開発された広大な土地ね、その後に村が鹿角観光牧場というようなことで、一部を造成したということで、造成当時もかなり下流の方に迷惑をかけておるということで、既にそういう被害は出しているわけですよ。

それで、基本計画にも、先ほど同僚議員からありましたように、それに沿うべきというようなことで計画を立ててきたにもかかわらず、今回、そういう無計画といっても私は過言でないというふうに考えております、それに対しての工事をやるということですね、2,200万で。それには村長、自信を持って、もう絶対間違いない工事であるという保証は我々住民に確言できると思うんですが、その辺1つと。

それから、さっき質疑の中で入っておりましたが、前回の入札の、我々正式な図面を職員が作ったもので、それを閲覧していないし、提示もされていないですね。それをぜひ提示してもらいたいんですよ。それを約束できますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほども質疑に答弁しましたとおり、この私も建設業者の中の一人として長年、見積書を作ってまいりましたし、前田議員も建設業者の一人だと思いますが、その積算はやっぱり一式幾らではないですよ。当然メーター、それから、歩掛があつて、そして、直工までかさむわけですけども、そして、直工に対して諸経費率は当然、公共工事ありますから、そういったものを含めての今回の水路工事の排水溝、さらには敷鉄板、ボックスカルバートの800掛ける800ということの積算だと思います。

これは県の単価に倣って、職員ができるだけ経費を安くといいますか、土木設計業者に委

託すれば、これ2,000万ですから約1割、200万ぐらいの設計料がかかるのはもう目に見えておりますが、本村には、地域整備課にも、農林商工課にも、そういった積算システムを導入しております。ですから、はじき出すと大体、基本的な予定価格というのは算出できるシステムにもう既になっておりますから、そういった工事の内容は自信を持って確かなのかという質問に対しては、間違いのない積算根拠を持っております。

その次のご質問で、そういった積算した処理ですね、それから、数量等を明示した工事明細書、積算内訳書、こういったものは提示できるのかということでもありますから、この補正予算の800万に準じた直工、さらには、諸経費率を掛けた積算書を、これは提示をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、設計書は分かります、設計書はね。それに基づく設計図がないと積算できないでしょう。それを言っているんですよ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 設計書の根拠となる図面、横断図、断面図、雨量計算まではされていないと思いますけれども、そういったものは当然あつての積算だと思いますので、担当課長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

図面は当然でございます。それに基づいて工種の明細であるとか、工事の内訳、項目ごとに積算している明細書もございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 私のほうからも歯科診療所と鹿角平のこの件について質疑をさせていただきます。

まず、歯科診療所のほうから質疑させていただきます。

これやっぱり遡って、賃料を頂いていたところから、値上げするところから始まっているのかなというふうに私も感じているんですけども、そこで賃料をお返しして、そして、歯科衛生士さんの人件費の補助ということで、そちらを出すことになりました。北條議員おっしゃるように、そういった公費の補助をしていけば、収支決算というものはやはり私たちに

お示ししていただくのは、これは必要なのかなというふうにも思います。

あわせて、今回のその電子カルテということですが、これは私の個人的な印象ですが、やっぱりそこで少し立場が逆転してしまっただけというのか、経営苦しいのは確かかなんかと思うんですけれども、ただ、鮫川村には歯科診療所1軒しかないわけでありまして、埜町、棚倉町、お隣に恐らく3軒とか5軒とかと歯科診療所あるんですよね。単純に人口割すれば恐らく3,000人前後に1軒ということになるのかなと思いますので、経営のほう昨日の議案調査でも伺いましたけれども、まず、赤字か黒字かという話になるかと思うんですけれども、赤字ではないというようなお話を伺いました。ということは黒字であると、黒字もぎりぎり黒字なのか、大きく黒字なのかということもあるかと思えますけれども、やはり過去に診療所のお医者さんが報酬の改定を要求したときに、そういうことだったら、いてもらわなくて結構ですということで契約を打ち切って、それで、数か月の間、無医村になってしまったという現実もあるんですけれども、その後、職員の努力もありまして、1人、2人つなぎながら、今は木村先生に落ち着いているというような状況であると思えます。

私、何が言いたいかと申しますと、そのなし崩し的に向こうの要求を一方的に受け入れているわけではないと思えますけれども、やはりそうなってしまうと、次から次に2つ下がれば1つ押してきてということになってしまうと思えますので、だから、最後はこれ以上はもう無理ですというところで、やはり勇気ある撤退というのか、そういったことも最後にはやっぱりカードとして持っていて、それは本当に政治決断、政治判断になると思えますので、恐らく全員の方が納得することはないと思えます。仕方ないよねという方と、何でなくしてしまったんだという方いらっしゃると思うんですけれども、やはり今後の村のそういった先を見据えたときに、そういった判断も僕は必要なんじゃないかなというふうに考えています。

ですから、歯科診療所だけをあげつらうわけじゃないんですけれども、様々なそういった関連することに関して、やはり最後はそういったことも持っていたきたいというふうに私は考えているんですけれども、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 小松先生とのお話は回数にして十数回、今までさせていただきました。先生、お人柄もよく分かりますし、あの先生駆け引きをする方ではないなと私は判断しておりましたし、ましてや村が当初、歯科診療所がなくなるということで、当時の副村長さんかな、歯科医を目指しているという、歯科医の開業ということを知りて村に来ていただけな

いかというところから、小松先生が始まっております。

遠藤議員、今、言うように、補助金というのがどんどんと押されるようにこう出していくようになるのではないかとありますが、先生はこのようにおっしゃっているんですね、例えば、このような状態で補助金がどんどんとこう赤字経営に転換してきて、補助金を村が支出しなくてはならないとなると、やはり村にも大変な負担をおかけしますと、ですから、村に歯科診療所を置かないで、他町村の診療所に車で送迎していったほうが、村としては得策ではないんですかということも言われているんです。

私たちは、基本的に地域医療の衰退は地域の破滅だとずっと思っていますし、村の直診の診療所がなくなる、先生がいらっしゃらなくなるというのは、これは本村にとっても、村民の健康、命を守る上で大変なことであるし、さらには、歯科診療所も村の地域医療を支える大きな診療所でありますし、先生がお辞めになるという予定をされたときに、議会の皆様からも議長名で陳情書を出させていただいたり、村民が署名運動までしてとどまっていたきました。

その背景には、先生も経営努力をされていながらも日曜日の診療をされて、あと、平日は遅くまで、7時以降まで診療がされていて、私も何度も足を運ぶにつれて、村民が、仕事帰りで開いていてよかったですという方々が診療を受けられている姿を見るにつけ、この歯科診療所はなくすわけいけないなということで、判断を当時もして、支援金の300万も皆様にご相談した経過がございます。

あと一つは、先ほども申しましたように、直診勘定にする気はございません。することによって多額な金額が、当然、村直診ですからね、投じられるわけですから、公設民営で先生には努力をしていただいて、先生の経営は今まで、2年前までは法人経営だったんですね、医療法人経営でした。先生は経営者ではなかったんであります。今回、医療法人経営から、今度、個人経営になられました。5月でいよいよ1年間の決算状況が分かるということでもありますので、その決算状況も見せていただきながらも、何とかあそこで継続的に診療していただくためにも、支援をしていきたいということで、今回も上程をさせていただいたところでございます。

さらには、本村の方々があそこで雇用創出といいますか、お勤めをされております。こういった方々の職場も守らなくてはならないし、まして、一番はやっぱり村民ですね。村民の方々が急に痛んだ、さらには、継続的に他町村からも通っておられる患者さんが多いわけですから、そういった方々も守ってあげなくてはならないということもありまして、今

回もレセプト、電子カルテの導入の計上をさせていただいたわけであります。どうか議員皆様のご理解を賜るようお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今、村長のほうから、切実なご答弁がございました。全くおっしゃるとおりだというふうに感じていますし、多分、存続するかどうかというときも、私同じことを言ったかと思うんですけども、だからこそ、もちろんいていただいたほうがいいですけども、お金もいつまでもというわけにもいかないですから、これやはりそういったことを総合的に考えながら、これからこの歯科診療所を続けていただける、かつ、なるべく当然こちらのお金も少なく済むような、そういったことに対して善処していただければなというふうに感じています。

2つ目の鹿角平のほうの質問をさせていただきます。

鹿角平は3月の議会で、そのときに辺地の総合整備計画の変更ということで、12月の議会で鹿角平観光牧場排水路整備ということで追加されました。今回もこの後、議案第49号でその件がありますけれども、この辺地の計画に入ったということは、辺地債が使えるということですので、これは非常によかったなというふうに感じております。恐らく辺地計画に追加することがもしできなければ、恐らく今回のこの850万という予算も、多分予算計上されてなかったんだろなというふうにも感じております。

ですから、その点は3月の1,300万、そして、今回の850万、どちらも辺地債が使えるということは、非常によかったというふうに感じております。ただ、一方で、いきさつをちょっといろいろ聞きました、私も、12月に現場の確認をしたと、そこで、業者から参考見積り頂いたと、村の積算システムで作成したということで、こちらに間違いはないかと思うんですけども、やはり業者見積りだけで進んでしまったというところにやはり一つ問題点があるのかなというふうに感じています。

とは言いながらも、北條議員のほうからも発言ございましたが、設計、測量費を少しでも圧縮して、削減しようとしたという職員の努力もここに伺えるなというふうに感じております。ただ、今回は、結果的にそれが裏目に出てしまって、こういった二重での案件になってしまったかなというふうに思うんですけども、そもそもどこに問題があるかというふうには私も考えたんですが、基本的に村内のいろんな工事というのは、地域整備課が専門に担当している案件だと思うんです。ただ、住民課や農林商工課、専門部署以外でもやはりそういっ

た工事というものが発生するんだろうなというふうに考えています。

そこで、やはり知識がない職員の方が現場監督としてその職員が張りつくというようなこともあるんだろうなというふうに感じます。そうなってしまうと、言い方非常に悪いですが、でも、そこで業者の言いなりになってしまうというか、やっぱり分からないですから、ですから、そこできちんとした現場監督として機能していないこともあるのかなというふうに考えます。

その全てを地域整備課で担当すればいいのかとなると、これもまた地域整備課も職員が限られていますし、地域整備課はやっぱり維持補修の工事ですか、やはり最近だと災害復旧の工事などで、それでもう手詰まりというか、仕事はいっぱいになってしまっていて、地域整備課に全てのそういった工事を担当するというのも、これも現実的に厳しいのかなというふうに感じています。

そこで、やはり役場の組織の体制というか、その人員の配置ですか、そういったものも、もう一回見直してみるというのも必要なのかなというふうに私は感じていまして、職員のバランスですね。やっぱり専門の方が担当すれば、こういったことが恐らく発生しづらくなるかというふうに思いますし、今後、そういったことも含めて、これは今回、たまたま鹿角平の案件が表に出ましたけれども、恐らくこういったぎりぎりにつながったりとか、ぎりぎりうまくいかなかったということ、多分ほかにもあるんだろうなというふうに感じますので、そこちょっと抜本的に見直すいいきっかけになるのかなというふうに私ちょっと感じたんですけれども、村長の考えをお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘といいますか、ご提言であります、ありがとうございます。

昨日の新聞に公務員の専門職が少ないという記事が出ておりました。土木職員ですね、これは地方、我々自治体も県も同じかと思いますが、非常に不足しているということでありまして、本村の場合の職員の配置も考えるべきであるということでありまして。

本村には、長年、土木に精通した職員も実はおります。しかしながら、その職員が10年も15年もいるというわけにいきませんので、人事異動はこれやむを得ない状況ではありますが、そういった課を乗り越えて、今回のような自前で積算しなくてはならないというような、経費削減のためにこのような内容であれば積算もできるであろうという、積算システムの中で数字をはじき出したわけではありますが、間違いなく大型工事になれば、設計業務を委託して、そして、その設計内容どおり施工されているかというのは、今度、設計監理という別業務で

また契約をして取り組むことになっております。

それは工事の内容、また、発注の金額、それから、工事によって設計の監理、頼むか頼まないかは決めるようなシステムになっておりますが、今回も約2,000万の工事でありますから、大きな工事であると思います。設計の内容、図面に基づいて施工がきちんとできているかどうかは、やはり写真管理ということも目を光らせていかなくてなりませんし、工程管理も含めて、一つはやっぱり品質管理ですね、あと、工程管理、最後は、安全管理とこの3つ、これは公共工事でなくてはならないことであります。

その中での品質管理の中で、写真管理をしながら、発注をした以上は、きちんと設計どおりできているかどうか併せて、品質管理も仕上がりがきちんとできているかということも含めて、厳しく検査をしていかななくてはならないと思います。

専門職職員の養成、これも今後の大きな課題だと思いますし、まして、今、地域整備課も新しい職員で2年目ですか、一生懸命頑張って積算そのものもできるようになってきております。また、非常に勉強しないとできないんですね。システムをうまく活用したり、あと、図面まで、災害復旧が台風19号以降は職員自ら図面を作りましたから、もう間に合わないんですよ。そういった有能な職員もこれから養成しなくてはならないということも加味しながら、ただいまの質疑を聞いておりました。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 私もその土木関係、本当に詳しいこととか、細かいことなかなかやっぱり分かりません、正直。ただ、それを専門としてずっとお仕事をされてきた先輩議員も我々の中にいらっしゃいますので、やっぱり非常に話を聞くと詳しいです。そこ何が違うかとやっぱり経験なんだろうなというふうに私、感じますので、ぜひ今、村長から答弁ありましたように、経験のある年配の職員もいずれは当然、退職ということになるでしょうから、そのときに穴の開かない、やはり若い職員を村長、非常に大事にされていますので、ぜひそういった現場の経験を積んでいただいて、一本でつながるような、そういった人事や人員配置をしていただければなというふうに感じております。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第11、議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申し出について

○議長（星 一彌君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年第4回鮫川村議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

（午前11時25分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年6月10日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 雅 秀

署 名 議 員 前 田 武 久